# 令和2年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に 向けた調査業務報告書

令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

#### はじめに

汚水処理施設の整備・運営管理は、地域の実情に応じた効率的かつ適正な手法により実施されることが重要である。浄化槽は、従来から下水道等と並び生活排水対策の柱の一つとして位置付けられているが、個別分散型汚水処理施設であることから、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できる等の様々な特徴を有しており、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理の実施にあたって果たす役割は非常に大きいとされている。浄化槽がこのような役割を果たしていくためには、浄化槽に係る情報を的確に把握した上で、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討等が必要である。

本調査業務で求められることは、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討に向けた正確・精緻な基礎情報の収集・把握である。 (下図参照)

この目的を達成し、さらにその精度・効率性を向上させていくために、特に次の3点が求められる。

- 正確・精緻な基礎情報の把握に向けた調査手法の改善
- 多くの関係者が基礎情報を早期に入手・活用可能とするための工程管理
- 都道府県・環境省の作業負担軽減、調査全体の効率性向上

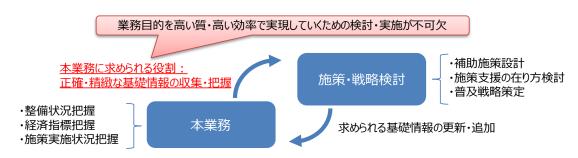


図 汚水処理施設の効率的な整備・運用に向けた本業務の役割・位置づけ

本調査業務では、全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

# 目次

1.	浄化槽に関する調査	1
	1.1 調査実施計画の作成	1
	1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査	16
	1.3 浄化槽の指導普及に関する調査	22
	1.4 調査の進捗管理	37
	1.5 過年度調査結果との比較分析	37
	1.6 次年度調査に向けた検討	51
2.	浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析	56
3.	まとめと今後の課題	64
	3.1 まとめ	64
	3.2 今後の課題	64

## 図目次

义	1-1	No_12_Data_Copy 関数のフローチャート	11
义	1-2	No_12_Check のフローチャート 1	.12
义	1-3	No_12_Check のフローチャート 2	.13
义	1-4	No_12_Check のフローチャート 3	.14
义	1-5	No_12_Check のフローチャート 4	.15
図	1-6	指導普及調査フロー	.22
义	2-1	浄化槽の設置基数の推移	.57
図	2-2	合併処理浄化槽の設置基数の推移	.58
図	2-3	合併処理浄化槽の新設基数の推移	.58
义	2-4	構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和元年度末)	.60
図	2-5	建築用途別の浄化槽設置割合	.60
义	2-6	法定検査の受検率の推移	.61
図	2-7	11条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移	.63
		表目次	
	1-1	調査票修正内容(都道府県調査票)	
	1-2	調査票修正内容(都道府県以外)	
	1-3	今年度から過年度比較チェックを自動化した設問項目	
	1-4	全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)	
表	1-5	指導普及調査の調査項目一覧(令和2年度)	
表	1-6	過年度との調査項目の比較	
	1-7	地方公共団体が認識している課題(法的整備の課題・要望等)	
表	1-8	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	
表	1-9	市町村設置型の実施が困難な理由(市町村回答)	
	1-10	市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答	
表	1-11	過年度比較チェック基準	
表	1-12	( ) = / / /	
表	1-13	4(2)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準))	
表	1-14	4(3)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	
表	1-15	( , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ ,	
表	1-16	( )	
表	1-17		
表	1-18		
表	1-19		
	1-20		
	1-21	(,,	
表		6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関	
,			
表	1-23	6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係)	.43

表	1-24	6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)	43
表	1-25	6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)	43
表	1-26	7 の基準値 1(浄化槽関係業者数)	44
表	1-27	7 の基準値 2(浄化槽関係業者数)	44
表	1-28	16 の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)	44
表	1-29	20 の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)	45
表	1-30	整合性チェック基準(視認)	46
表	1-31	自動化ツールの整合性チェック基準(全調査票共通)	48
表	1-32	自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県調査票)	49
表	1-33	自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県調査票以外)	50
表	1-34	円滑化に資する調査項目別改善策	51
表	1-35	令和3年度における調査項目の案	54
表	2-1	令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等	56
表	2-2	構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和元年度末)	59
表	2-3	法定検査の受検率の推移	61
表	2-4	設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況(令和元年度末)	62

#### ● 調査業務の実施体制

本調査業務は以下に示す体制にて実施した。

発注者:環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

▶ 受注者:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

業務責任者:サステナビリティ事業部 三堀純

統括責任者:サステナビリティ事業部 部長 宮原紀壽

#### • スケジュール

本調査業務は令和2年4月~令和3年3月の間、次頁に示す実施計画にて業務を行った。

#### 表 本調査業務の実施計画

	T.O.		2020							2021						
	項目		4		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
	調査票作成	調査項目の検討														
	調査票作成	記入様式・記載事項の精査														
	調査票作成	調査票エクセルの作成														
	調査票作成	調査票エクセルのテスト					7月3日頃		9月4日頃							
	調査票配付·進捗管理·回収						送付 回答期	間 ※	締切							
	エラーチェックマクロ作成	自動化ツールの項目整理・作成														
	エラーチェックマクロ作成	自動化ツールのテスト														
	調査票集計	集計(第1クール)							← [	収率50%程度で	一度集計を実施					
	調査票集計	集計(第2クール)								← 全	:件回収後に集計を	と実施				
浄化	過年度調査結果比較・エラーチェック	ファイル内整合チェック(第1クール)														
槽の	過年度調査結果比較・エラーチェック	過年度比較チェック(第1クール)														
指導 普及	過年度調査結果比較・エラーチェック	ファイル内整合チェック(第2クール)														
に関	過年度調査結果比較・エラーチェック	過年度比較チェック(第2クール)														
する	過年度調査結果比較・エラーチェック	環境省チェック														
調査	過年度調査結果比較・エラーチェック	疑義照会														
	過年度調査結果比較・エラーチェック	再集計・再チェック														
	過年度調査結果比較・エラーチェック	再度疑義照会										予信	前			
	過年度調査結果比較・エラーチェック	最終集計														
	過年度調査結果比較・エラーチェック	環境省チェック(2回目)														
	基礎資料とりまとめ															
	資料公表													予備		
	分析	分析項目検討														
	分析	分析														
	分析	分析結果公表														
備考					※自治体	の変更内容・予	定の事前周知	<b>※</b> リ¬	マインド実 督促	(毎週)						

#### 1. 浄化槽に関する調査

#### 1.1 調査実施計画の作成

本調査業務では、普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について実施計画を作成し、実施計画に基づき調査を実施した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

#### 1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

#### (1) 調査票記入・受領・集約工程

調査票の誤記入、記入すべき箇所の無記載などを記入者が確認できるセルフチェックプログラム(以下、「セルフチェックマクロ」という。)を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、受領は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

#### (2) 集計工程

本調査では、都道府県において市町村別個票データを集約する工程があり、集約・集計工程が複数回ある。可能な限り集計工程において手作業ではなく自動化することが転記・集計のミス削減につながることから、以下の方法にて効果的・効率的に遂行することとした。

- 市町村別個票の転記・集約・集計工程について、エクセルマクロを用いて自動化ツールを作成した。
- 資料作成後のエラーチェック工程の数値整合性の確認に活用するため、転記・集約工程の完了した中間データを別途整理した。

#### (3) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは前年度データとの突合によって実施した。データ突合は、各 データ(汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数)を比較して確認した。

#### 1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

#### (1) 調査設計

令和2年4月の中核市移行に伴い、以下の市町村については市町村調査票から保健所設置市調査票へ回答調査票を変更した。

- 茨城県 水戸市
- 大阪府 吹田市

また、調査票の内容に関し、以下の点を修正した。

#### 表 1-1 調査票修正内容(都道府県調査票)

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
6	A1	6. 行政処分等の件数及び根拠	6. 行政処分等の件数及び根拠(都道府県は、保健所設置	注意事項追記
			市については記入しないでください)	
7	G19	=SUM('4 (1) ①'!J14:P14,'4 (1) ②'!M31:S31)		「技術管理者」の「設置義務対
				象浄化槽数」の式削除
				セルを黄色(要記入)にする
7	G16	設置義務対象浄化槽数	設置義務対象浄化槽数(500 人槽以上の浄化槽基数)	項目名補足
			※保健所設置市分を除く	
11	A11	②検査の料金	②検査の料金 ※単位(円)を除き、数値のみご記入く	注意補足
			ださい	
11	A30	③検査体制	②検査の料金 ※単位(人)を除き、数値のみご記入く	注意補足
			ださい	
16	A2	【令和元年度設置の(新設)の全浄化槽について】		回答欄削除に伴い指示文削除
		先進的省エネ型浄化槽の設置基数は、別表の性能を満た		
		している浄化槽の設置基数を記入してください。		
16	AT 列	先進的省エネ型浄化槽の設置基数		回答欄削除
17 (2)	A3		※補助制度がない市町村の回答は集計不要です。	指示文追記
			ただし、「既設単独処理浄化槽の撤去」と「汲み取り便	
			槽の撤去」の両方または一方において「制度の有無」を	
			未回答の市町村が有る場合、その市町村名のみ記載して	
			ください。(疑義の対象となります)	
18 (1)	A3	・市町村(権限委譲市含む)用調査票、保健所設置市用	・「18(2)、(3)(都道府県集計用)」シートに市町	指示文変更
		調査票、特別区用調査票の 18(1) シートにおいて、以	村(特別区、保健所設置市)の回答を値のみ貼付後、AF	
		下回答のあった市町村名のご記入をお願い致します。	列(「総合判定」欄)において「把握している」と記載	
			がある市町村名をフィルターで抽出し、ご記入をお願い	
		*「平成27年度に国庫助成事業(市町村設置型・個人設	致します。	
		置型)を実施した」の問いに対し、「3:予算措置をして		

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
		いたが実績 0 だった」と回答の市町村名 *「平成 27 年度設置の浄化槽(国庫助成設置)の法定検 査実施状況を把握しているかどうか(一部把握、全部把 握を問わず)」の問いに対し、「1:7条検査の実施状況 のみ把握している」、「2:11条検査の実施状況のみ把 握している」、「3:7条検査・11条検査の両方について 実施状況を把握している」と回答の市町村名		
18 (2) ,	AC 列		(1)記載 H28 年度事業実施状況	新規項目追加
18 (3)	AD 列		(1)記載検査把握状況	
(都道府 県集計	AE 列		(2) (3) による判定	
用)	AF 列		総合判定	
18 (2) 、 18 (3) (都道府 県集計 用)	コメントボックス	ックスを移動してください】 市町村用ファイルの「18 (2) 、(3) (都道府県集計用)」 シート7行目をコピー ↓	【入力する際は、邪魔にならない場所へこのテキストボックスを移動してください】 全市町村用ファイルの「18 (2) 、 (3) (都道府県集計用)」シート7行目(A列~AF列)をコピー↓ 本シートの7行目から順に「値を貼り付け」してください。	指示文補足
19 (1)	A3		【浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、 以下設問について回答してください。	指示文追加
19 (1)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】 法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、令和2年度7月末現在の状況を回答してください。 更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期(年又は年月)の目安を記入してください。	項目追加に伴う指示文追加
19 (1)	X列·Y 列		法改正に基づく浄化槽台帳の更新 (令和2年度7月末現在)	項目追加

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
19 (2)	A3		【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】において	指示文追加
			「有り」を選択した場合、以下設問について回答してく	
			ださい。	
19 (2)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】	項目追加に伴う指示文追加
			法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無につい	
			て、令和2年度7月末現在の状況を回答してください。	
			更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期(年又は	
			年月)の目安を記入してください。	
19 (2)	W列·X		法改正に基づく浄化槽台帳の更新	項目追加
	列		(浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けている市町	
			村に限る) (令和2年度7月末現在)	
21				設問新設
22 (1)	A3	一括契約の推進に向けた取組を行っている市町村数及	一括契約の推進に向けた取組を行っている市町村数及	参照元追記
		び市町村名を回答してください。	び市町村名を回答してください。	
			※過年度の回答状況については下記をご参照ください。	
			(内容の更新有無は必ずご確認ください)	
			http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chous	
			a/h30/00_h30all.pdf	
23 (1)	A3		浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場	
			合に法令などによって何らかの条件を課すなど、放流水	参照元追記
		域に対する規制を定めている自治体数と自治体名を回		
		答してください。	名を回答してください。	
			(V) 同分点 女体人 () // // //	
			※国が定める法令(浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道	
			法、河川法、道路法等)は含めないでください。	
			※過年度の回答状況については下記をご参照ください。	
			※週午後の回答状况については「記をこ参照へたさい。 (内容の更新有無は必ずご確認ください)	
			(F1) 中ツ 史利 月 無は必り こ1作能 \ たさ V リ	

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
			http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	
24 (1)	A3			参照元追記
26			-	設問新設
27				設問新設
28 (2)	A3	市町村において浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由について回答してください。		

#### 表 1-2 調査票修正内容(都道府県以外)

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
調査項目	E列			「調査頻度」の列を挿入
9(1) 入力	H5、Q5	平成 30 年度 設置基数	令和元年度末 全設置基数	記載内容補足
シート				
16	A2	【令和元年度設置の(新設)の全浄化槽について】		回答欄削除に伴い説明も削
		先進的省エネ型浄化槽の設置基数は、別表の性能を満		除
		たしている浄化槽の設置基数を記入してください。		
16	AT 列	先進的省エネ型浄化槽の設置基数		回答欄削除
17 (2)	A3	【制度の有無】	【制度の有無】	(回答必須)を追記
		制度の有無を選択してください。	制度の有無を選択してください。(回答必須)	

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
17 (2)	D7	制度の有無	制度の有無(回答必須)	(回答必須)を追記
18 (2) 、	В3		・「全基について把握していない」場合は、個人設置型	説明追記
18 (3)			(A) 及び市町村設置型 (B) の設置基数のみご記入くだ	
			さい。	
18 (2) 、	Q16, Q31	把握していない	全基について把握していない	記載内容補足
18 (3)				
18 (3)	B28	※18(2)もご回答頂いている場合は、お手数ですが上記		削除
		の「個人設置型 (A)」と「市町村設置型 (B)」にも 18		
		(2) と同じ数値をご記入ください。		
18 (2) 、	AC4 $\sim$		項目名:(1)記載 H28 年度事業実施状況	18(1)の回答内容を一覧に
18(3)(都	AC5		回答欄:=IF(ISBLANK('18(1)'!\$C\$8),"",IF('18(1)	反映させる項目を追加。事
道府県集			'!\$C\$8="3:予算措置をしていたが実績 0 だった","実績	業実施状況を、「1 基以上設
計用)			0",IF('18 (1) '!\$C\$8="2:いいえ","未実施","1 基以上設置	置」「実績 0」「未実施」の
			")))	3 回答で表示。
18 (2) 、	AD4 $\sim$		項目名:(1)記載検査把握状況	18 (1) の回答内容を一覧に
18(3)(都	AD5		回答欄:=IF(ISBLANK('18(1)'!\$C\$14),"",IF('18(1)	反映させる項目を追加。検
道府県集			'!\$C\$14='18(1)'!\$C\$20,"把握していない","把握している	査把握状況を「把握してい
計用)			"))	る」「把握していない」の2
				回答で表示。
18 (2) 、	AE4 ∼		項目名: (2) (3) による判定	(2) (3) の回答内容を総合
18(3)(都	AE5		回答欄:=IF(COUNTIF(C7:D7, "○")+COUNTIF(I7:J7, "○	する項目を追加。 (2) (3)
道府県集			")+COUNTIF(Q7:R7, "○")+COUNTIF(W7:X7, "○")>0,"把	の「受検状況の把握」欄の
計用)			握している",IF(COUNTIF(E7, "○")+COUNTIF(K7, "○	「全基について把握」「一部
			")+COUNTIF(S7, "○")+COUNTIF(Y7, "○")>0,"把握して	について把握」の 1 つにで
			いない",""))	も「○」がついていれば「把
				握している」と表示。
18 (2) 、	AF4 ~		項目名:総合判定	(1) ~ (3) の記載内容をチ
18(3)(都	AF5		回答欄:=IF(AC7="実績 0","把握している",IF(AC7="未実	エックし、問題がなければ

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
道府県集計用)			施",IF(AE7<>"","疑義有り","疑義無し"),IF(AC7="1 基以上設置",IF(AD7="把握している",IF(AE7="把握している","把握している","疑義有り"),IF(AE7="把握していない","疑義無し","疑義有り")))))	「把握している」「疑義無し」を表示させ、問題が有る場合は「疑義有り」を表示。都道府県には「把握している」と回答の市町村名を(1)
				に記載して頂く。
19(市町村)	A3	【注意事項】 昨年度の調査項目「都道府県が作成・管理する浄化槽台 帳の有無」は今年度から回答不要となりました。シート の構成が変更となっていますので、昨年度の回答をコピ ーして回答欄に貼り付ける場合はご注意ください。		注意事項削除
19 (市町村)	A3	【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】 市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無について回答 してください。	【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】 市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無について回答 してください。(回答必須) 【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】において 「有り」を選択した場合、以下設問について回答してく ださい。	(回答必須)を追記 説明補足
19 (市町村)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】 浄化槽台帳の作成・管理について都道府県より権限移 譲を受けている市町村は、法改正に基づく浄化槽台帳の 更新予定の有無について、令和2年度7月末現在の状況 を回答してください。 更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期(年又は 年月)の目安を記入してください。	新規項目追加に伴う説明追加
19(市町村)	C6	市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無	市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無(回答必須)	(回答必須)を追記
19(市町	W 列·X		法改正に基づく浄化槽台帳の更新	新規項目追加

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
村)	列		(浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けている市町	
			村に限る) (令和2年度7月末現在)	
21	全ページ			設問を新設
22 (1)	A3	一括契約の推進に向けた取組を行っているか回答して ください。	<ul><li>一括契約の推進に向けた取組を行っているか回答してください。(回答必須)</li><li>※過年度の回答状況については下記をご参照ください。(内容の更新有無は必ずご確認ください)</li><li>http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf</li></ul>	(回答必須)を追記 参照元追記
22 (1)	C5	一括契約の推進に向けた取組を行っている	一括契約の推進に向けた取組を行っている(回答必須)	(回答必須)を追記
23 (1)	A3	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件が課せられている場合、水域毎に規制の有無を回答してください。  【規制の有無】  放流規制の根拠となる法令、条例、要綱等の有無を回答してください。	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件が課せられている場合、水域毎に規制の有無を回答してください。(回答必須)  【規制の有無】 放流規制の根拠となる、市町村独自に定めている条例や要綱等の有無を回答してください。 国が定める法令(浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、河川法、道路法等)は含めないでください。  ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。(内容の更新有無は必ずご確認ください)  http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	(回答必須)を追記 文言修正 参照元追記
23 (1)	C5	規制の有無	規制の有無(回答必須)	(回答必須)を追記
24 (1)	A3	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化	(回答必須)を追記

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
		槽の休止に関する取り扱い等を定めているか回答して	槽の休止に関する取り扱い等を定めているか回答して	参照元追記
		ください。	ください。(回答必須)	
			1/12 年度。日秋15 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
			※過年度の回答状況については下記をご参照ください。	
			(内容の更新有無は必ずご確認ください)	
			http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chous a/h30/00_h30all.pdf	
24 (1)	C6	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている(回答必	(回答必須)を追記
			須)	
25 (1)	A3	NPOや地域の活動等による環境保全活動や環境教育	NPOや地域の活動等による環境保全活動や環境教育	(回答必須)を追記
		活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進	活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進	
		に資する取組 (水環境保全の普及啓発事業等他の事業の	に資する取組(水環境保全の普及啓発事業等他の事業の	
		一部として行うものでも可)を行っている地方公共団体	一部として行うものでも可)を行っている地方公共団体	
		について回答してください。	について回答してください。(回答必須)	
25 (1)	C5	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携	(回答必須)を追記
		し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組	し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組	
		を行っているか	を行っているか(回答必須)	
25 (1)	A3	(1) で「はい」と記入した場合、貴市町村で取り組んで	(1) で「はい」と回答した市町村において、具体的な取	文言修正
		いる活動について、参考になるものを下記事項について	組内容を回答してください。	
		記入してください。		
26	全ページ			設問を新設
28 (2)	A3	市町村において浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置	市町村設置型の実施が困難な場合の理由について回答	
		型)の実施が困難な場合の理由について回答してくださ	してください。	
		V,°		

#### (2) 集計工程

都道府県集計前に、各都道府県調査票において市町村集計の実施有無を確認し、状況を一覧表にまとめた。その後、市町村集計が未着手の都道府県において、エクセルマクロの自動化ツールを用いて集計を実施した。

#### (3) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは、調査票内の整合性チェック(以下、「整合性チェック」という。)と過年度データとの突合による比較チェック(以下、「過年度比較チェック」という。)の2段階で実施した。

調査票内の整合性チェックは、エクセルマクロによる自動化ツール (昨年度導入) と視認 で実施した。過年度比較チェックは昨年度から導入したエクセルマクロによる自動化ツー ルによる対象設問を拡大した。

表 1-3 今年度から過年度比較チェックを自動化した設問項目

設問	設問
No.	βX [Π]
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況
14.	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況
18.	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の
10.	把握について

#### 1) 過年度比較チェックの基準値設定

設問別に過年度比較チェックを行うにあたり、年度間差分について基準値を設定した。基準値は、4年度分の前年度差分平均の5%を上回る年度間差分とした。

#### 2) 自動化ツールのフローチャート

次頁以降に自動化ツールのフローチャートを示す。

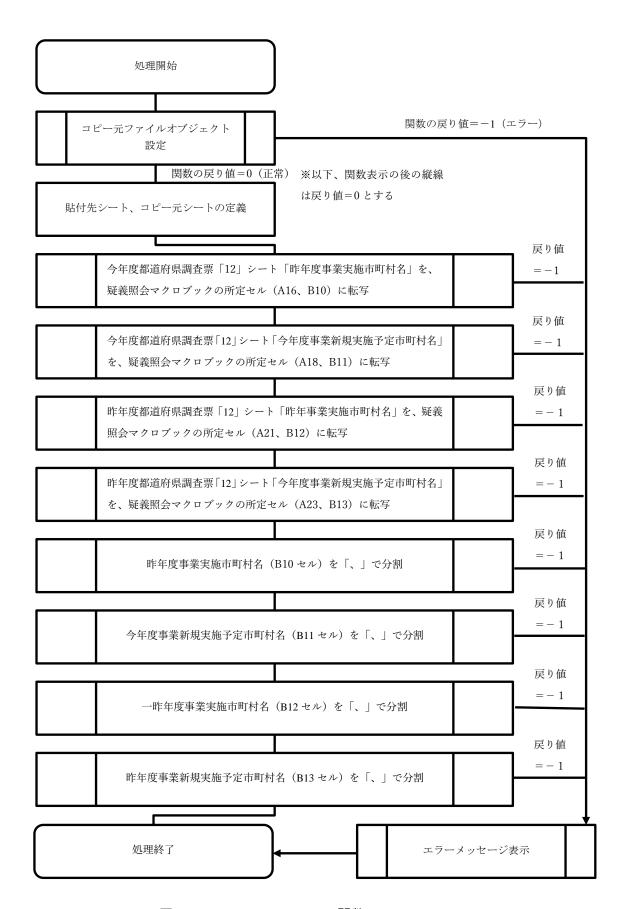


図 1-1 No\_12\_Data\_Copy 関数のフローチャート

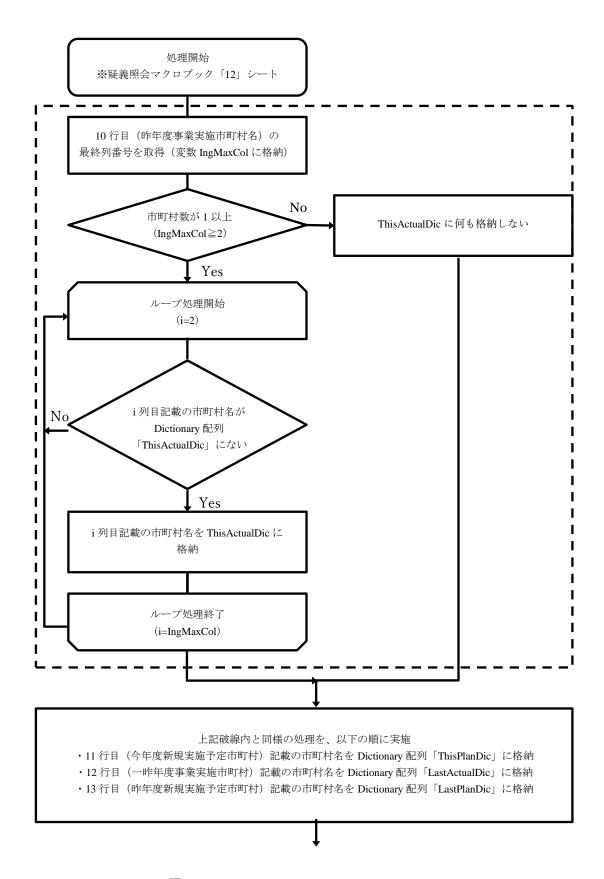


図 1-2 No\_12\_Check のフローチャート1

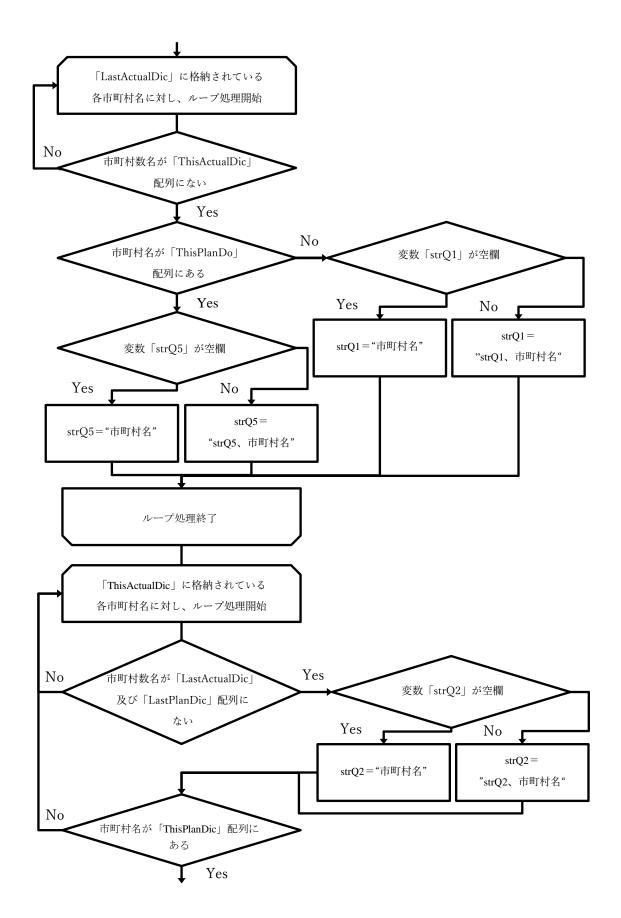


図 1-3 No\_12\_Check のフローチャート 2

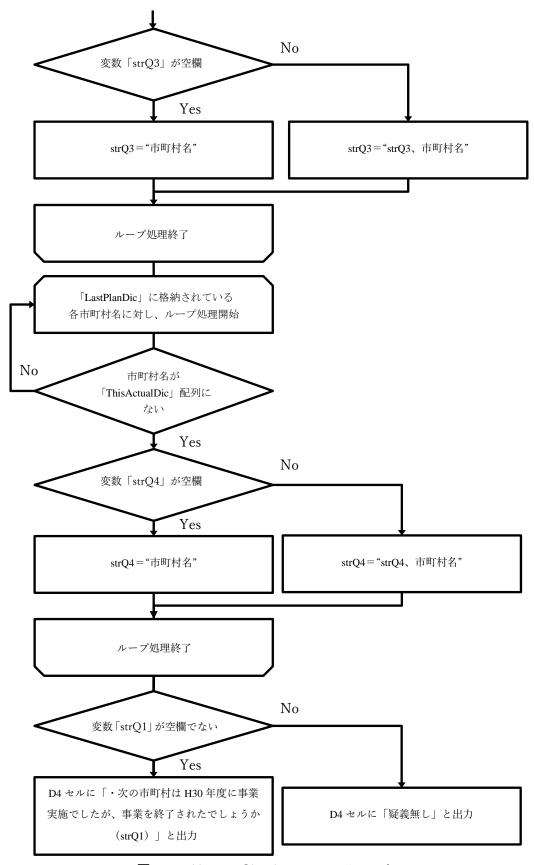


図 1-4 No\_12\_Check のフローチャート 3

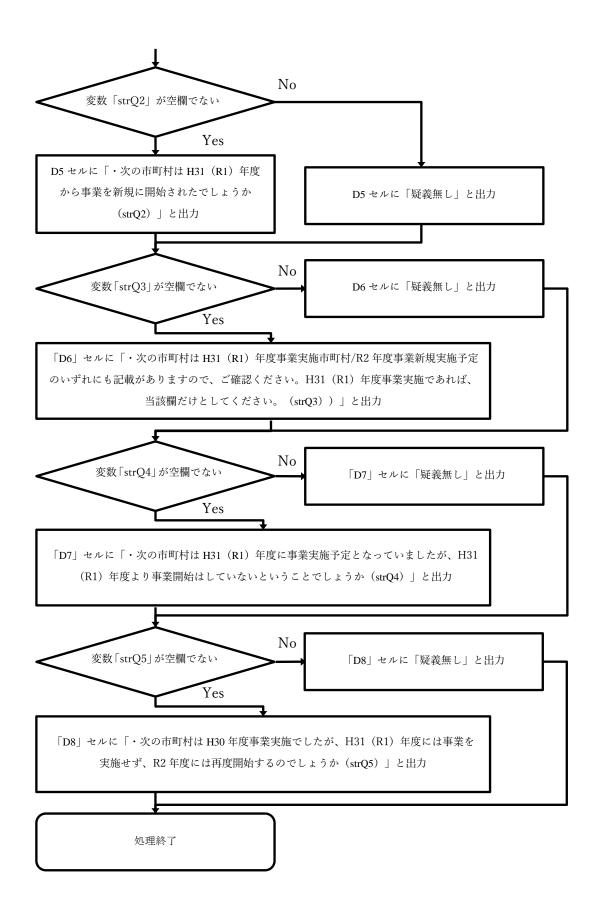


図 1-5 No\_12\_Check のフローチャート 4

#### 1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、公表資料の取りまとめ、データチェックを行った。データ集約から集計結果作成までの実施内容を以下に示す。

#### 1.2.1 市町村データの集約

市町村データを都道府県集約表に集約し、その都道府県集約表のデータを 1 つの全国集約表に集約した。集約作業においては、エクセルマクロにて自動化ツールを作成し、そのツールを用いて集約を行った。

#### 1.2.2 集計データのチェック

全国集計表について、以下の2つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものを用い、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

#### (1) 整合性チェック

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。 また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値(市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計)が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

#### (2) 対前年度比差分率チェック

前年度データと今年度データの差分をとり、対前年度比差分率を算出し、その比率が指定 した値以上になっていないかを確認した。指定した値以上であった場合、エラーリストに転 記されるよう設計した。

#### 1.2.3 公表資料の作成

以下の公表資料を作成した。

#### (1) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)

調査結果(令和元年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表 を掲載した資料は、令和2年9月4日に公表された。

# 表 1-4 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)(令和2年9月4日公表資料参考3)

		全国市町村別	引 浄化槽処理	人口普及率一覧(会	和元年度末)	参	考3
<b>上海道</b> 市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	SA /レ tắt	市町村名	浄化槽
中町村名 幌市	7尹1匕/僧 0.1%	下川町	淨1匕僧 13.6%	西目屋村	<u>浄化槽</u> 0.0%	女川町 付名	淨1匕槽 9.3%
館市	1. 3%	美深町	11. 9%	藤崎町	1. 1%	南三陸町	64. 7%
算市 川市	0. 1% 1. 2%	音威子府村 中川町	9. 1%	大鰐町 田舎館村	18.3%	宮城県	6, 9%
闡市	0. 2%	幌加内町	31. 0%	板柳町	4. 7%	1 mg/n	0. 5/0
格市	0.3%	増毛町	6. 5%	鶴田町	0.6%	秋田県	16-71-18-
広市 見市	1. 9% 2. 3%	小平町 苫前町	6. 0% 3. 5%	中泊町 野辺地町	7. 9% 61. 8%	市町村名 秋田市	浄化槽 1.9%
張市	26. 4%	羽幌町	1.6%	七戸町	36. 3%	能代市	23. 7%
見沢市	4.6%	初山別村	16. 4%	六戸町	18. 9%	横手市	20.6%
走市 萌市	5. 1% 2. 6%	遠別町 天塩町	12. 3% 6. 5%	横浜町 東北町	32. 3% 29. 1%	大館市 男鹿市	13.0%
小牧市	0.8%	猿払村	17. 0%	六ヶ所村	3. 2%	湯沢市	22. 9%
内市	3.5%	浜頓別町	6. 5%	おいらせ町	19. 2%	鹿角市	13. 3%
唄市 別市	3. 5% 2. 2%	中頓別町 枝幸町	8. 4% 8. 3%	大間町 東通村	9. 3%	由利本荘市 潟上市	13. 2%
別市	1.5%	豊富町	9. 2%	風間浦村	28. 9%	大仙市	17. 1%
平市	1.8%	礼文町	12. 2%	佐井村	4. 8%	北秋田市	12. 7%
別市 別市	2. 2% 10. 6%	利尻町利尻富士町	3. 7% 1. 0%	三戸町 五戸町	15. 7% 10. 8%	にかほ市 仙北市	3. 6% 22. 2%
寄市	9.4%	幌延町	17. 2%	田子町	55. 5%	小坂町	15. 0%
笠市	0.0%	美幌町	5. 9%	南部町	19. 7%	上小阿仁村	12.0%
室市 表市	4. 2% 1. 2%	津別町 斜里町	14. 3% 10. 7%	階上町 新郷村	25. 4% 5. 7%	藤里町 三種町	13. 4% 9. 2%
川市	1.6%	清里町	21. 6%	391294213	0.1/0	八峰町	1. 4%
川市	3.1%	小清水町	26. 5%	青森県	10.1%	五城目町	8.6%
志内市 川市	0.0% 11.0%	訓子府町	21. 2%	岩手県		八郎潟町 井川町	0. 3% 2. 8%
UP 良野市	9. 7%	佐呂間町	26. 1%	市町村名	浄化槽	大潟村	0.0%
別市	1.2%	遠軽町	4.3%	盛岡市	3.9%	美郷町	43.4%
産市 産市	1.4%	湧別町 締 L 町	19.3%	宮古市 大船渡市	15. 2%	羽後町 市成瀬村	15. 4% 85. 2%
室市 広島市	4. 2% 0. 7%	滝上町 興部町	8. 1% 3. 6%	大船渡市 花巻市	30. 4% 11. 0%	東成瀬村	85. 2%
守市	2.6%	西興部村	4. 7%	北上市	7.6%	秋田県	11.4%
斗市	1.5%	雄武町	7. 4%	久慈市	12. 8%	,1, ms :=	
別町 隆津村	3. 5% 45. 6%	大空町 豊浦町	23. 9% 14. 5%	遠野市 一関市	24. 4%	<b>山形県</b> 市町村名	浄化槽
前町	22. 9%	壮瞥町	19. 4%	陸前高田市	33. 2%	山形市	0.1%
島町	21.8%	白老町	3.5%	釜石市	13.1%	米沢市	20.5%
内町	12. 6% 3. 0%	厚真町	43. 4% 9. 1%	二戸市 八幡平市	16. 4% 16. 6%	鶴岡市 酒田市	2. 5%
5内町 販町	1. 8%	洞爺湖町 安平町	9.1%	奥州市	17. 2%	新庄市	3. 9% 14. 9%
形町	22.0%	むかわ町	17. 4%	滝沢市	17. 3%	寒河江市	11.4%
E)	3. 7%	日高町	6. 8%	雫石町	14.6%	上山市	9.5%
雲町 万部町	2. 4% 8. 1%	平取町 新冠町	32. 7% 23. 4%	葛巻町 岩手町	25. 8% 20. 8%	村山市 長井市	5. 5% 18. 8%
差町	13.8%	浦河町	10. 3%	紫波町	13. 8%	天童市	0.6%
ノ国町	2.9%	様似町	9.5%	矢巾町	2. 1%	東根市	4.5%
沢部町 部町	26. 8% 5. 4%	えりも町 新ひだか町	14. 6% 7. 6%	西和賀町 金ケ崎町	16. 4% 6. 7%	尾花沢市 南陽市	41. 0% 21. 7%
元町 元町	12. 3%	音更町	6. 7%	平泉町	20. 7%	山辺町	1. 3%
金町	17.4%	士幌町	20. 7%	住田町	23. 5%	中山町	0.1%
たな町	4. 3%	上士幌町	14. 0% 31. 1%	大槌町 山田町	6. 4% 14. 8%	河北町 西川町	5. 3% 27. 6%
牧村 都町	25. 6%	鹿追町 新得町	13. 1%	岩泉町	21.5%	朝日町	68. 7%
松内町	13.3%	清水町	16.3%	田野畑村	17. 7%	大江町	26.5%
越町	39. 5%	芽室町	18. 4%	普代村	32. 2%	大石田町	3. 7%
セコ町 符村	28. 5% 18. 0%	中札内村 更別村	25. 1% 31. 0%	軽米町 野田村	21.6%	金山町 最上町	27. 9%
<b>寿都村</b>	15. 4%	大樹町	12.0%	九戸村	25. 6%	舟形町	3. 9%
<b>支別町</b>	11.4%	広尾町	6. 3%	洋野町	22. 1%	真室川町	39.5%
<u>極町</u> 田安町	12. 9% 7. 6%	幕別町 池田町	8. 4% 13. 7%	一戸町	13. 2%	大蔵村 鮭川村	27. 6%
和町	7. 5%	豊頃町	24.6%	岩手県	13. 5%	戸沢村	21. 4%
为町	2.9%	本別町	16.6%		<u> </u>	高畠町	12.8%
寸 恵内村	1. 4% 34. 9%	足寄町 陸別町	7. 5% 8. 5%	<b>宮城県</b> 市町村名	浄化槽	川西町 小国町	32. 5% 14. 2%
子町"	19.6%	浦幌町	17.7%	仙台市	0.6%	白鷹町	17. 8%
区町"	2.6%	釧路町	3.1%	石巻市	8. 2%	飯豊町	14.6%
た町 Famin	40. 1% 1. 6%	厚岸町 浜中町	4. 1% 18. 8%	塩竈市 気仙沼市	0. 3% 30. 0%	三川町 庄内町	0. 7%
f町 ‡川村	17.3%	標茶町	8. 3%	白石市	17. 6%	遊佐町	3. 8%
是町	10.3%	弟子屈町	9.8%	名取市	4.8%		
+江町	7. 4%	鶴居村 白藤町	41.3%	角田市	17.3%	山形県	8.5%
少川町 二町	0.0% 17.4%	白糠町 別海町	3. 8% 23. 7%	多賀城市 岩沼市	0.0%	福島県	
空町	20.0%	中標津町	7.9%	登米市	14. 5%	市町村名	浄化槽
LI ETT	10.5%	標津町	11.4%	栗原市	22. 3%	福島市	20.1%
(SET)	39. 8% 19. 6%	羅臼町	58.0%	東松島市 大崎市	7. 4%	会津若松市 郡山市	13. 4% 12. 8%
-津川町	17.1%	北海道	3.1%	富谷市	2. 7%	いわき市	30.5%
<b>5</b> 牛町	21.2%		<del></del>	蔵王町	27. 1%	白河市	17.3%
と別町 重町	20. 8%	市町村名	浄化槽	七ヶ宿町	7. 3%	須賀川市 喜多方市	15. 8% 19. 6%
5m) 5m)	32. 5%	青森市	3.3%	村田町	17. 9%	相馬市	24. 5%
日町	18.8%	弘前市	0.9%	柴田町	13. 2%	二本松市	44.8%
西町	20. 3%	八戸市	12.0%	川崎町	21.0%	田村市	36. 1%
申楽町 味町	11. 7% 28. 0%	黒石市 五所川原市	7. 7% 18. 5%	丸森町 亘理町	21. 8%	南相馬市 伊達市	24. 7% 26. 0%
行町	26.6%	十和田市	7. 1%	山元町	19. 3%	本宮市	33.0%
IJHT	24. 9%	三沢市	7. 7%	松島町	22. 2%	桑折町	31.7%
囲「	2. 2%	むつ市 つがる市	26. 7% 5. 6%	七ヶ浜町 利府町	0. 0% 2. 1%	国見町 川俣町	20. 6% 53. 8%
英田[	28. 9%	平川市	0.3%	大和町	6.8%	大玉村	40. 8%
[良野町	10.5%	平内町	8. 1%	大郷町	26. 2%	鏡石町	6. 9%
1良野町	28.6%	今別町	50. 4%	大衡村	27. 6%	天栄村	26. 2%
官良野町 豆村	18. 3% 32. 7%	<u>薬田村</u> 外ヶ浜町	62. 0% 5. 9%	色麻町 加美町	17. 5% 13. 0%	下郷町 檜枝岐村	31. 9% 0. 0%
寒町	23. 4%	鰺ヶ沢町	9.5%	涌谷町	9.5%	只見町	20.4%

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
北塩原村	3. 1%	那須塩原市	18.5%	伊奈町	12.5%	東村山市	0.0%
西会津町	19.1%	さくら市	29. 8%	三芳町	1.0%	国分寺市	0.0%
磐梯町	1.5%	那須烏山市 下野市	39. 9% 7. 2%	毛呂山町 越生町	23.5%	国立市 福生市	0.0%
猪苗代町 会津坂下町	25. 1%	上三川町	1.4%	滑川町	26. 9%	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0.0%
湯川村	0.5%	益子町	41. 7%	嵐山町	23. 7%	東大和市	0.0%
柳津町	8.6%	茂木町	44.6%	小川町	17. 1%	清瀬市	0.0%
三島町	56.3%	市貝町	52.0%	川島町	37. 3%	東久留米市	0.0%
金山町	52.1%	芳賀町	54.4%	吉見町	28.6%	武蔵村山市	0.0%
昭和村	6. 9%	壬生町	6.0%	鳩山町	15. 1%	多摩市	0.0%
会津美里町	14. 2%	野木町	16. 1%	ときがわ町	74.8%	稲城市	0. 5%
西郷村	7. 4%	塩谷町	39. 7%	横瀬町	42. 7%	羽村市	0.0%
泉崎村 中島村	5. 5% 27. 1%	高根沢町 那須町	23. 0%	皆野町 長瀞町	24. 3%	あきる野市 西東京市	2. 8%
矢吹町	18.6%	那珂川町	44.0%	小鹿野町	68. 1%	瑞穂町	1.0%
棚倉町	34. 3%	Min-17-11-1	111 0,0	東秩父村	55. 8%	日の出町	0.0%
矢祭町	55.0%	栃木県	15.6%	美里町	24. 2%	檜原村	4. 3%
塙町	29.5%			神川町	62. 2%	奥多摩町	6.8%
鮫川村	59. 8%	群馬県	Mr. av. Life	上里町	57. 8%	大島町	59.5%
石川町	65. 9%	市町村名	浄化槽	寄居町	41.5%	利島村	94.1%
玉川村 平田村	34. 7% 34. 1%	前橋市 高崎市	12. 6% 9. 6%	宮代町 杉戸町	14. 8% 14. 8%	新島村 神津島村	6. 9% 3. 9%
浅川町	29. 3%	桐生市	6.6%	松伏町	12. 2%	三宅村	62.6%
古殿町	31.1%	伊勢崎市	26. 8%	12//-1	12.2/0	御蔵島村	82.5%
三春町	30. 3%	太田市	25. 3%	埼玉県	9.6%	八丈町	39.3%
小野町	56.3%	沼田市	16.2%			青ヶ島村	100.0%
広野町	18.8%	館林市	29.1%	千葉県		小笠原村	9.0%
楢葉町	16.1%	渋川市	12. 9%	市町村名	浄化槽		
富岡町	18. 4%	藤岡市	36.9%	千葉市	0.8%	東京都	0. 2%
川内村	31.8%	富岡市	32.6%	銚子市	6.7%	*****	
大熊町 双葉町		安中市 みどり市	27. 2%	市川市 船橋市	12. 5% 7. 9%	<b>神奈川県</b> 市町村名	浄化槽
双葉町 浪江町	35. 4%	みどり巾 榛東村	34. 0% 17. 0%	船橋巾 館山市	7.9%	横浜市	浄化槽 0.0%
葛尾村	JU. 1/0	吉岡町	18. 7%	木更津市	21. 9%	川崎市	0. 1%
新地町	26.0%	上野村	97.0%	松戸市	9.9%	相模原市	1. 2%
飯舘村	33. 7%	神流町	49.9%	野田市	10.9%	横須賀市	0.8%
•		下仁田町	40.5%	茂原市	35. 7%	平塚市	0.6%
福島県	23.0%	南牧村	54.8%	成田市	15.1%	鎌倉市	0. 2%
alle I. S. 198		甘楽町	4. 7%	佐倉市	4. 1%	藤沢市	0. 7%
<b>茨城県</b>	34. // J+#	中之条町	15. 4%	東金市	27. 1%	小田原市	5. 0%
市町村名 水戸市	浄化槽 8,9%	長野原町 嬬恋村	16. 5% 18. 1%	旭市 習志野市	44. 5% 2. 7%	茅ヶ崎市 逗子市	1. 9% 0. 0%
日立市	1.1%	草津町	14.6%	柏市	4.3%	三浦市	28.5%
土浦市	5. 6%	高山村	36. 4%	勝浦市	49. 9%	秦野市	9. 2%
古河市	13. 4%	東吾妻町	40.9%	市原市	15. 4%	厚木市	4. 5%
石岡市	25.0%	片品村	23.5%	流山市	6.9%	大和市	2.0%
結城市	19.6%	川場村	6.0%	八千代市	5.3%	伊勢原市	9. 7%
龍ケ崎市	8.6%	昭和村	18.9%	我孫子市	8.1%	海老名市	3.0%
下妻市	33. 8%	みなかみ町	31.0%	鴨川市	46. 4%	座間市	0. 4%
常総市	43. 9%	玉村町	4. 7%	鎌ケ谷市	16.7%	南足柄市	13. 2%
常陸太田市 高萩市	29.6%	板倉町 明和町	63. 6%	君津市 富津市	13. 4% 37. 4%	綾瀬市 葉山町	2. 1% 12. 9%
北茨城市	52. 5%	千代田町	24. 6%	浦安市	0.1%	寒川町	0.7%
笠間市	20. 9%	大泉町	44. 8%	四街道市	8.9%	大磯町	5. 4%
取手市	13.0%	邑楽町	31. 4%	袖ケ浦市	16. 4%	二宮町	1. 5%
牛久市	6. 2%			八街市	45. 2%	中井町	9.6%
つくば市	7.6%	群馬県	19.8%	印西市	13.9%	大井町	3.0%
ひたちなか市	24.7%			白井市	14.0%	松田町	4. 3%
鹿嶋市	37. 3%	埼玉県	Mari Lille	富里市	31. 9%	山北町	7. 9%
潮来市 守谷市	10.4%	市町村名	浄化槽 2.5%	南房総市 匝瑳市	44. 8% 50, 5%	開成町 箱根町	14. 8% 13. 1%
常陸大宮市	29.6%	川越市	9. 1%	香取市	28. 2%	真鶴町	17.7%
那珂市	16. 7%	熊谷市	26. 2%	山武市	55. 7%	湯河原町	6. 1%
筑西市	20. 7%	川口市	8. 1%	いすみ市	61.5%	愛川町	4. 0%
坂東市	26.0%	行田市	27. 2%	大網白里市	29.5%	清川村	1.6%
稲敷市	12.5%	秩父市	25.6%	酒々井町	5.0%		
かすみがうら市	12.4%	所沢市	1.6%	栄町	6.8%	神奈川県	1. 2%
桜川市	35. 1%	飯能市	18.5%	神崎町	73. 7%		
神栖市 行士市	25. 1%	加須市	22. 4%	多古町 東庄町	37.6%	<b>新傷界</b> 古町壮久	タル 世
行方市 鉾田市	35. 1% 47. 7%	本庄市 東松山市	24. 8% 45. 9%	九十九里町	46. 4% 45. 3%	市町村名 新潟市	<u>浄化槽</u> 2.2%
つくばみらい市	5. 7%	春日部市	8.5%	芝山町	40. 8%	長岡市	1. 8%
小美玉市	25.8%	狭山市	1.3%	横芝光町	49.0%	三条市	21.6%
茨城町	32. 7%	羽生市	46. 2%	一宮町	61.2%	柏崎市	6. 3%
大洗町	18.8%	鴻巣市	8.5%	睦沢町	60. 7%	新発田市	7. 5%
城里町	11.1%	深谷市	19.1%	長生村	50. 4%	小千谷市	3. 5%
東海村	2. 2%	上尾市	6.0%	白子町	42.6%	加茂市	6.6%
大子町 美浦村	50. 1% 3. 4%	草加市 越谷市	0. 3% 6. 3%	長柄町 長南町	61. 5% 35. 7%	十日町市 見附市	4. 8% 1. 5%
美	3. 4% 19. 5%	 	0. 9%	大多喜町	35. 7% 43. 8%	見附巾 村上市	1. 5%
	31. 4%	戸田市	6. 4%	御宿町	58. 2%	燕市	12.9%
河内町	22. 2%	入間市	8. 1%	鋸南町	68. 4%	糸魚川市	7. 1%
				1	-/-		
八千代町	0.4%	朝霞市	0.5%			妙高市	6.1%
八千代町 五霞町 境町	0. 4% 7. 3%	朝霞市 志木市	0.1%	千葉県	12.7%	五泉市	14.8%
八千代町 五霞町 境町	0.4%	朝霞市 志木市 和光市	0. 1% 2. 2%		12.7%	五泉市 上越市	14. 8% 9. 9%
八千代町 五震町 境町 利根町	0. 4% 7. 3% 7. 0%	朝霞市 志木市 和光市 新座市	0. 1% 2. 2% 1. 1%	東京都		五泉市 上越市 阿賀野市	14. 8% 9. 9% 1. 9%
八千代町 五霞町 境町 利根町	0. 4% 7. 3%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5%	東京都 市町村名	浄化槽	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6%
八千代町 五霞町 境町 利根町 茨城県	0. 4% 7. 3% 7. 0%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2%	東京都 市町村名 区部	浄化槽 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7%
八千代町 五霞町 境町 利根町 茨城県	0. 4% 7. 3% 7. 0% 16. 9%	朝霞市 志木市 和光座市 無川市 久喜市 北本市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6%	東京都 市町村名 区部 八王子市	浄化槽 0.0% 0.5%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7% 4. 3%
八千代町 五霞町 跨町 利松町 大城県 <b>栃木県</b> 市町村名	0.4% 7.3% 7.0% 16.9%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6% 13. 0%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7% 4. 3% 0. 7%
八千代町 五霞町 境町 利根町 茨城県 栃木県 市町村名 宇都宮市	0. 4% 7. 3% 7. 0% 16. 9% 净化槽 6. 4%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6% 13. 0% 0. 6%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 贈內市 聖寵町	14.8% 9.9% 1.9% 11.6% 0.7% 4.3% 0.7% 0.1%
八千代町 五霞町 境町 利根町 茨城県 <b>栃木県</b> 市町村名 宇都宮市 足利市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9%	朝護市 志木市 和光市 新座市 棚川市 及喜市 北本市 八瀬市 三郷市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6% 13. 0%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐沼市 魚沼市 南魚沼市 監和市 監報 野市	14.8% 9.9% 1.9% 11.6% 0.7% 4.3% 0.7% 0.1%
八千代町 五霞町 鏡町 利根町 茨城県 栃木県 市町村名 宇都宮市 足利市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9% 净化槽 6.4% 11.0%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6% 13. 0% 0. 6% 3. 8%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 贈內市 聖寵町	14.8% 9.9% 1.9% 11.6% 0.7% 4.3% 0.7% 0.1%
八千代町 五霞町 遠町 利根町 茶城県 <b>栃木県</b> 市町村名 宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9% 净化槽 6.4% 11.0% 13.4%	朝霞市 志水市 和光市 新座市 桥川市 久暮市 北本市 八潮市 富士見市 三都市 遂田市 拨戸市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 13. 2% 5. 6% 13. 0% 0. 6% 3. 8% 7. 8%	東京都 市町村名 (区部 八王子市 立川市 武蔵野市 三権市 青権市 府中市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市市 原須沼市市 商須沼市 整施町 要能が 田上町 阿賀町 田雲崎町	14.8% 9.9% 1.9% 11.6% 0.7% 4.3% 0.7% 0.1% 0.1% 0.1% 25.2% 9.0%
宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9% 净化槽 6.4% 11.0% 13.4% 10.4% 20.0% 17.8%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 和川市 久喜市 北本市 北本市 高士見市 三郷市 返戸市 歩	0.1% 2.2% 1.1% 14.5% 13.2% 5.6% 13.0% 0.6% 3.8% 7.8% 18.9% 9.7%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市 三橋市 青梅市 府中市 昭島市 調布市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.8% 0.0% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 陸門市 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7% 4. 3% 0. 1% 0. 1% 25. 2% 7. 9% 9. 0% 14. 6%
八千代町 五霞町 境利根町 茨城県 栃木県 市町村名 宇都宮市 極水市市 佐鹿沼市 日光市 中小山市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9% 冷化槽 6.4% 11.0% 13.4% 10.4% 20.0% 17.8% 18.5%	朝護市 志木市 和光市 新座市 相川市 人都市 高工都市 上本市 人湖市 高工都市 返戸市 臺手市 建ケ島市 日高市	0. 1% 2. 2% 1. 1% 14. 5% 14. 5% 5. 6% 13. 2% 5. 6% 3. 8% 7. 8% 7. 8% 30. 2% 9. 7% 30. 0%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 昭島市 週旬市 週旬市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 略內市 整轄町 弥彦村 田上町 田宮崎町 出雲崎町 湯沢町 津南町	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7% 4. 3% 0. 7% 0. 1% 25. 2% 7. 9% 9. 0% 14. 6% 3. 0%
八千代町 五霞町 境町 現利 帳町 茨城 県 栃木県 市町村名 宇都宮市 足利市市 佐野市 庭昭市市	0.4% 7.3% 7.0% 16.9% 净化槽 6.4% 11.0% 13.4% 10.4% 20.0% 17.8%	朝霞市 志木市 和光市 新座市 和川市 久喜市 北本市 北本市 高士見市 三郷市 返戸市 歩	0.1% 2.2% 1.1% 14.5% 13.2% 5.6% 13.0% 0.6% 3.8% 7.8% 18.9% 9.7%	東京都 市町村名 区部 八王子市 立川市 武蔵野市 三権市 青権市 府中市 昭島市 調布市	浄化槽 0.0% 0.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.8% 0.0% 0.0% 0.0%	五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 陸門市 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	14. 8% 9. 9% 1. 9% 11. 6% 0. 7% 4. 3% 0. 1% 0. 1% 25. 2% 7. 9% 9. 0% 14. 6%

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)

		長野県					
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
Ave add the	5 50/	長野市	1. 8%	郡上市	10.9%	愛西市	23.8%
新潟県	5. 5%	松本市 上田市	2. 5% 2. 4%	下呂市 海津市	9. 7% 6. 7%	清須市 北名古屋市	34. 0% 35. 8%
富山県		岡谷市	0, 3%	岐南町	1. 1%	弥富市	18.0%
市町村名	浄化槽	飯田市	8.0%	笠松町	2.0%	みよし市	1.6%
富山市	1. 6%	諏訪市	0.4%	養老町	28.0%	あま市	27.4%
高岡市 魚津市	1.6%	須坂市 小諸市	0. 2% 13. 9%	垂井町 関ケ原町	14. 3% 0. 4%	長久手市 東郷町	1. 7% 5. 1%
氷見市	9.4%	伊那市	5. 7%	神戸町	6, 9%	豊山町	24.0%
滑川市	5. 9%	駒ヶ根市	4. 2%	輸之内町	4. 8%	大口町	3. 1%
黒部市	6. 8%	中野市	1. 3%	安八町	0.0%	扶桑町	20.7%
砺波市	9. 7%	大町市	19. 4%	揖斐川町	20. 4%	大治町	57. 9%
小矢部市 南砺市	12. 4% 0. 4%	飯山市 茅野市	0. 7% 2. 3%	大野町 池田町	75. 9% 9. 5%	蟹江町 飛島村	29. 8% 9. 6%
射水市	0.4%	塩尻市	0.7%	北方町	0.0%	阿久比町	9.0%
舟橋村	0.0%	佐久市	13.6%	坂祝町	4.6%	東浦町	3. 9%
上市町	0.3%	千曲市	0.2%	富加町	1.3%	南知多町	28.6%
立山町 入善町	1.5%	東御市	6.6%	川辺町	0.8%	美浜町	55.9%
朝日町	6.6%	安曇野市 小海町	4. 9% 23. 0%	七宗町 八百津町	39. 4% 8. 8%	武豊町 幸田町	5. 9% 3. 2%
491 H J	0.00	川上村	1. 4%	白川町	79. 7%	設楽町	40.0%
富山県	2.9%	南牧村	67.0%	東白川村	83. 9%	東栄町	16.7%
		南相木村	91. 2%	御嵩町	15. 3%	豊根村	74.0%
石川県	345 (17-146)	北相木村	85.0%	白川村	7.5%	SS for III	10.0%
市町村名 金沢市	浄化槽 0.9%	佐久穂町 軽井沢町	4. 3% 29. 8%	岐阜県	10, 2%	愛知県	10.0%
七尾市	15. 5%	御代田町	4.5%	PAT/II	10.2/8	三重県	
小松市	10.5%	立科町	4.8%	静岡県		市町村名	浄化槽
輪島市	16. 9%	青木村	6. 1%	市町村名	浄化槽	津市	32.4%
珠洲市 加賀市	20.6%	長和町 下諏訪町	7. 1% 0. 0%	静岡市 浜松市	4. 9% 8. 4%	四日市市 伊勢市	9. 8% 22. 4%
羽咋市	7. 2%	富士見町	7.0%	沼津市	24. 3%	松阪市	22. 4%
かほく市	0.5%	原村	17. 2%	熱海市	6.8%	桑名市	12.1%
白山市	0.5%	辰野町	2. 3%	三島市	9.1%	鈴鹿市	25. 7%
能美市	2.6%	<b>箕輪町</b>	1. 3%	富士宮市	14.6%	名張市	53.0%
野々市市 川北町	0.0%	飯島町 南箕輪村	21. 3%	伊東市 島田市	19. 7% 55. 7%	尾鷲市 亀山市	39. 4% 12. 8%
津幡町	3. 3%	中川村	15. 2%	富士市	12.0%	鳥羽市	34.0%
内灘町	0.3%	宮田村	0.8%	磐田市	4.8%	熊野市	39.3%
志賀町	12. 1%	松川町	12.6%	焼津市	46. 2%	いなべ市	1. 7%
宝達志水町 中能登町	2. 5% 1. 7%	高森町阿南町	9. 7% 34. 5%	掛川市藤枝市	34. 7% 30. 0%	志摩市 伊賀市	39. 4% 42. 8%
穴水町	29. 8%	阿智村	29. 2%	御殿場市	25. 4%	木曽岬町	0.0%
能登町	15. 7%	平谷村	8. 1%	袋井市	32. 8%	東員町	0. 1%
		根羽村	22. 1%	下田市	9.3%	菰野町	16.5%
石川県	4. 7%	下條村	96.6%	裾野市	36. 7%	朝日町	0.6%
福井県		売木村 天龍村	30. 5% 22. 8%	湖西市 伊豆市	33. 2% 10. 2%	川越町 多気町	0. 1% 31. 7%
市町村名	浄化槽	泰阜村	73. 8%	御前崎市	16. 2%	明和町	39.3%
福井市	4.0%	喬木村	15. 1%	菊川市	41.1%	大台町	48.9%
敦賀市	4. 4%	豊丘村	16. 2%	伊豆の国市	14.4%	玉城町	3. 6%
小浜市	2. 1% 12. 6%	大鹿村 上松町	54. 2% 15. 1%	牧之原市 東伊豆町	47. 7% 29. 3%	度会町	66. 9% 46. 8%
大野市 勝山市	0.5%	南木曽町	59. 3%	河津町	38.9%	大紀町 南伊勢町	10.9%
鯖江市	4. 2%	木祖村	19. 9%	南伊豆町	31. 5%	紀北町	35. 8%
あわら市	1.4%	王滝村	11.4%	松崎町	35. 3%	御浜町	33.7%
越前市	12. 2%	大桑村	17. 5%	西伊豆町	33.0%	紀宝町	57.0%
坂井市 永平寺町	0. 6% 3. 1%	木曽町 麻績村	16. 5% 12. 3%	函南町 清水町	5. 9% 6. 5%	三重県	24.5%
池田町	3. 1%	生坂村	36. 7%	長泉町	8.1%	二里州	24. 5%
南越前町	4. 3%	山形村	0.0%	小山町	42.6%	滋賀県	
越前町	0.4%	朝日村	0.0%	吉田町	40.4%	市町村名	浄化槽
美浜町	4.0%	筑北村 ***	36.9%	川根本町	55.0%	大津市	0.5%
高浜町おおい町	0. 0% 5. 7%	池田町 松川村	4. 0% 0. 5%	森町	24. 2%	彦根市 長浜市	6. 5% 0. 4%
若狭町	0.4%	白馬村	22. 1%	静岡県	17. 1%	近江八幡市	16. 2%
		小谷村	46. 2%		-/-	草津市	0. 3%
福井県	4.4%	坂城町	7. 7%	愛知県	Man to	守山市	0. 1%
山梨県		小布施町 高山村	0. 0% 1. 4%	市町村名 名古屋市	<u></u> 浄化槽 0.3%	栗東市 甲賀市	0. 1% 7. 6%
市町村名	浄化槽	山ノ内町	5.0%	豊橋市	13.6%	野洲市	0.4%
甲府市	1.9%	木島平村	1.5%	岡崎市	5.1%	湖南市	1. 2%
富士吉田市	28. 2%	野沢温泉村	0.0%	一宮市	15. 9%	高島市	1. 9%
都留市 山梨市	24. 5% 14. 2%	信濃町 小川村	19. 3% 14. 9%	瀬戸市 半田市	18. 2% 3. 1%	東近江市 米原市	0. 8%
山采市 大月市	28. 5%	飯綱町	4. 8%	手田巾 春日井市	3. 1%	大原巾 日野町	1. 1%
韮崎市	22. 2%	栄村	68. 9%	豊川市	13. 4%	竜王町	7. 6%
南アルプス市	23.0%			津島市	33. 1%	愛荘町	0.6%
北杜市	11.0%	長野県	5.6%	碧南市	8.4%	豊郷町	0.0%
甲斐市 笛吹市	10. 2% 20. 0%	岐阜県		刈谷市 豊田市	4. 8%	甲良町 多賀町	0. 0% 2. 7%
上野原市	17. 0%	市町村名	浄化槽	安城市	6.6%	287	∆. 1/0
甲州市	13.5%	岐阜市	3.4%	西尾市	6.0%	滋賀県	2. 4%
中央市	10.8%	大垣市	5. 4%	蒲郡市	17.1%		
市川三郷町 早川町	9. 7% 44. 1%	高山市 多治見市	3. 3% 2. 2%	犬山市 常滑市	17. 7% 18. 1%	京都府 市町村名	浄化槽
字川町 身延町	30.7%	関市	0.7%	江南市	38. 7%	京都市	0.3%
南部町	96. 1%	中津川市	19. 2%	小牧市	5. 3%	福知山市	3. 4%
富士川町	4. 1%	美濃市	6. 5%	稲沢市	29. 7%	舞鶴市	2.9%
昭和町	6. 3%	瑞浪市	11.7%	新城市	21. 9%	綾部市	21.1%
道志村 西井町	78. 5% 15. 9%	羽島市	30. 7% 23. 0%	東海市	8. 1% 13. 7%	宇治市	1. 4% 8. 6%
西桂町 忍野村	15. 9% 8. 7%	恵那市 美濃加茂市	23.0%	大府市 知多市	0.8%	宮津市 亀岡市	2. 2%
山中湖村	15. 9%	土岐市	8.6%	知立市	18.7%	城陽市	0. 2%
鳴沢村	58. 8%	各務原市	13. 7%	尾張旭市	11.9%	向日市	0.0%
富士河口湖町	16. 5%	可児市	0.6%	高浜市	17. 5%	長岡京市	0.0%
小菅村 丹波山村	0. 0% 2. 8%	山県市 瑞穂市	10. 5% 47. 6%	岩倉市 豊明市	12. 2% 5. 6%	八幡市 京田辺市	0. 0% 0. 1%
/ 1 EX 1417]	2.00	飛騨市	4.2%	日進市	13. 7%	京丹後市	13.4%
		/19/9T**11*		1 P AE 111	2011/0	[2007 F DA 11]	4U. T/0

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
マ津川市 マ山崎町	5. 6% 0. 0%	神河町 太子町	11. 2% 0. 0%	琴浦町 北栄町	1.3%	山口市 萩市	22. 9% 23. 6%
、御山町	0.1%	上郡町	3.0%	日吉津村	0.9%	防府市	20. 8%
手町	0.0%	佐用町	28.6%	大山町	3.6%	下松市	3. 8%
治田原町	7. 5%	香美町	1.4%	南部町	17. 5%	岩国市	36.5%
東町	40. 9% 20. 1%	新温泉町	5. 3%	伯耆町 日南町	7.9%	光市 長門市	7. 1% 5. 9%
華町	0.1%	兵庫県	1.8%	日野町	44. 4% 19. 3%	柳井市	27.0%
山城村	67. 5%	XM4/N	1.0,0	江府町	4.6%	美祢市	34. 7%
丹波町	34.9%	奈良県				周南市	3.8%
根町	15. 2%	市町村名	浄化槽	鳥取県	5. 4%	山陽小野田市	24.5%
謝野町	1. 2%	奈良市 大和高田市	3. 5% 18. 7%	島根県		周防大島町 和木町	24. 4% 0. 0%
都府	1.8%	大和郡山市	2, 8%	市町村名	浄化槽	上関町	18.0%
		天理市	0.3%	松江市	1.7%	田布施町	28. 1%
阪府	16.00 180	橿原市	8. 2%	浜田市	22. 7%	平生町	13.0%
市町村名 阪市	浄化槽 0.0%	桜井市 五條市	11. 2% 18. 5%	出雲市 益田市	21.6%	阿武町	10.6%
市	0.0%	御所市	12. 7%	大田市	20.3%	山口県	16.0%
和田市	1. 2%	生駒市	12. 8%	安来市	15.5%	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	10100
中市	0.0%	香芝市	7.3%	江津市	18.9%	徳島県	
田市	0.0%	葛城市	0.7%	雲南市	25. 5%	市町村名	浄化槽
田市 大津市	0.0%	宇陀市 山添村	13. 3%	奥出雲町 飯南町	30. 2% 37. 6%	徳島市 鳴門市	49. 9% 36. 7%
規市	0.1%	平群町	16.0%	川本町	52. 2%	小松島市	37.0%
家市	22. 3%	三郷町	1.0%	美郷町	39. 2%	阿南市	30.7%
1市	0.0%	斑鳩町	9.0%	邑南町	26. 2%	吉野川市	15.8%
5市	2. 2%	安堵町	1.8%	津和野町	23. 4%	阿波市	52.2%
大市	0.3%	川西町	0.3%	吉賀町	18.7%	美馬市	34.7%
是市 左野市	2. 7%	三宅町 田原本町	0.0%	海土町西ノ島町	15. 4% 7. 9%	三好市 勝浦町	55. 6% 42. 5%
日林市	3. 2%	自爾村	56. 9%	知夫村	0.8%	上勝町	44.1%
副市	0.0%	御杖村	71.6%	隠岐の島町	9.9%	佐那河内村	13.5%
内長野市	3.1%	高取町	41.1%			石井町	55.6%
市	0.4%	明日香村	0.8%	島根県	16.4%	神山町	45. 4%
表市	0. 5% 2. 9%	上牧町 王寺町	0.0%	岡山県		那賀町 牟岐町	33. 5% 60. 1%
前市	0.0%	広陵町	1. 4%	市町村名	浄化槽	美波町	17.4%
市	8.3%	河合町	0.0%	岡山市	15.6%	海陽町	23.8%
見野市	1. 2%	吉野町	18.9%	倉敷市	12.0%	松茂町	30.2%
(市	1.4%	大淀町	7. 2%	津山市	36. 3%	北島町	36.0%
非市 5市	0.1%	下市町 黒滝村	25. 4% 86. 8%	玉野市 笠岡市	1.6%	藍住町 板野町	49. 9% 21. 5%
‡寺市	15.6%	天川村	43. 4%	井原市	20.7%	上板町	50.4%
大阪市	0.0%	野迫川村	9. 7%	総社市	24. 6%	つるぎ町	21.0%
有市	27.6%	十津川村	52. 8%	高梁市	35.8%	東みよし町	23.3%
条畷市	0.1%	下北山村	72.3%	新見市	21.5%	Et i de une	
野市 阪狭山市	2. 1% 0. 0%	上北山村 川上村	89. 7% 47. 9%	備前市 瀬戸内市	11. 4% 43. 7%	徳島県	41.3%
南市	16. 3%	東吉野村	54. 2%	赤磐市	11. 4%	香川県	
本町	1. 4%	NIA1	01.20	真庭市	31.5%	市町村名	浄化槽
<b>能町</b>	0.8%	奈良県	7.5%	美作市	3.4%	高松市	23.8%
勢町	50. 2%			浅口市	13. 2%	丸亀市	27. 2%
岡町 取町	0. 1% 9. 0%	和 <b>歌山県</b> 市町村名	浄化槽	和気町 早島町	0.8%	坂出市 善通寺市	34. 9% 27. 8%
R町	1. 9%	和歌山市	27.1%	里庄町	16.6%	観音寺市	40.1%
BT .	7. 4%	海南市	39. 7%	矢掛町	4. 8%	さぬき市	36. 5%
子町	1.8%	橋本市	29. 5%	新庄村	18.0%	東かがわ市	49.1%
南町	3. 1%	有田市	32. 8%	鏡野町	14. 8%	三豊市	58.5%
早赤阪村	8.0%	御坊市 田辺市	29. 7% 48. 7%	勝央町 奈義町	1. 9% 15. 7%	土庄町 小豆島町	38.3%
阪府	1.7%	新宮市	50.6%	一 宗 <del> </del>	0.1%	三木町	51. 7% 38. 1%
5X/13	1.1/0	紀の川市	53. 1%	久米南町	20. 2%	直島町	5. 6%
車県		岩出市	28. 9%	美咲町	29.6%	宇多津町	10.1%
市町村名	浄化槽	紀美野町	48. 7%	吉備中央町	42.3%	綾川町	40.2%
可市 改市	0.3%	かつらぎ町 九度山町	22. 3%	岡山県	16.7%	琴平町 多度津町	32. 7% 16. 0%
路市 崎市	0.0%	高野町	10. 2% 8. 6%	岡山州	10.7%	多度準则まんのう町	62.6%
百市	0. 2%	湯浅町	23. 2%	広島県		8.0-2.7-1	32.00
宮市	0.0%	広川町	43.6%	市町村名	浄化槽	香川県	31.3%
	40.1%	有田川町	22. 8%	広島市	1.5%		
計	0.0%	美浜町 日高町	8. 6% 29. 7%	呉市 竹原市	2. 8%	<b>愛媛県</b> 市町村名	浄化槽
tri E市	0.0%	由良町	29. 7%	三原市	26. 9%	松山市	淨1匕槽 24.0%
市	1. 0%	印南町	35. 1%	尾道市	37. 9%	今治市	12.1%
別市	3.1%	みなべ町	12.1%	福山市	9.3%	宇和島市	35.3%
恵市	0.3%	日高川町	58. 8%	府中市	29.6%	八幡浜市	10.8%
幕市 マ市	0. 7%	白浜町 上富田町	57. 2% 24. 7%	三次市 庄原市	27. 5% 18. 4%	新居浜市 西条市	14. 1% 17. 6%
	6. 9%	上品田町	24. 7% 48. 0%	大竹市	18.4%	大洲市	36.5%
少市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 3%	那智勝浦町	39. 9%	東広島市	38. 9%	伊予市	23. 4%
5市	0.0%	太地町	28.3%	廿日市市	17.3%	四国中央市	20.1%
子市	4. 7%	古座川町	55.0%	安芸高田市	30. 4%	西予市	11.0%
市	4. 9% 0. 4%	北山村 串本町	65, 7% 42, 7%	江田島市 府中町	7.1%	東温市 上島町	12. 1% 5. 6%
4 m で 篠山市	5. 8%	Historia	44. 170	海田町	0.4%	上	13.8%
市	5. 3%	和歌山県	33.4%	熊野町	5. 3%	松前町	29. 3%
市	15.1%			坂町	0.4%	砥部町	45.0%
うわじ市	5. 2%	鳥取県		安芸太田町	25. 9%	内子町	36.2%
<b>長市</b>	4. 6%	市町村名	浄化槽	北広島町	29. 7%	伊方町	10.5%
各市 医市	18. 6% 2. 9%	鳥取市 米子市	2. 0% 9. 8%	大崎上島町 世羅町	23. 5%	松野町 鬼北町	48. 8% 38. 8%
東市	2. 9%	木 全 吉市	9.8%	神石高原町	41. 1%	爱南町	38.8%
つの市	2. 4%	境港市	7. 0%	II HIGWS	AA. 1/0	Delin-A	30.00
名川町	1.0%	岩美町	12.0%	広島県	11.0%	愛媛県	21.7%
可町	12. 8%	若桜町	0.8%	H	·		
<b>美町</b>	2.3%	智頭町	5. 7%	<b>山口県</b>	Jds. 21.7440	高知県	32, J1 - 140
善町	0.2%	八頭町 三朝町	0. 6% 10. 8%	市町村名 下関市	<u></u> 多. 5%	市町村名 高知市	浄化槽 13.3%
[BT	36.7%						

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和元年度末)

		佐賀県		大分県		_	
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
市	31.1%	佐賀市	6.6%	大分市	18.7%	姶良市	77.9%
司市	40.4%	唐津市	8.0%	別府市	13.0%	三島村	100.0%
た市	71.9%	鳥栖市	0.2%	中津市	29.1%	十島村	95. 8%
奇市	40.4%	多久市	21.6%	日田市	12.5%	さつま町	62. 5%
毛市	42.8%	伊万里市	14. 7%	佐伯市	28.9%	長島町	80.4%
佐清水市	64.1%	武雄市	42.0%	臼杵市	16, 3%	湧水町	54.0%
万十市	57. 9%	鹿島市	23. 2%	津久見市	13.8%	大崎町	47.0%
南市	51, 8%	小城市	26. 5%	竹田市	41.9%	東串良町	73, 6%
美市	16. 7%	嬉野市	16. 2%	豊後高田市	21.7%	錦江町	62. 0%
洋町	12. 9%	神埼市	39. 8%	杵築市	20. 2%	南大隅町	44. 8%
半利町	48. 2%	古野ヶ里町	4.3%	字佐市	30, 3%	肝付町	62, 8%
野町	62. 8%	基山町	16.6%	豊後大野市	50. 7%	中種子町	47. 3%
田町	23.6%	上峰町	0.8%	由布市	71.5%	南種子町	58. 3%
川村	54.7%	みやき町	33. 7%	国東市	17.3%	屋久島町	77. 5%
路村	68.3%	玄海町	14.0%	姫島村	0.0%	大和村	12. 3%
5.	8. 1%	有田町	34. 7%	日出町	15.6%	宇検村	8. 4%
山町	46.2%	大町町	53.0%	九重町	59.8%	瀬戸内町	32. 9%
豊町	37.3%	江北町	4.1%	玖珠町	53.6%	龍郷町	77.5%
左町	14.5%	白石町	29. 5%			喜界町	8.3%
川村	65.5%	太良町	39, 9%	大分県	23.3%	徳之島町	42.0%
の町	62. 4%	1 '				天城町	50. 0%
定川町	43.5%	佐賀県	15. 5%	宮崎県		伊仙町	41. 7%
土佐町	38.9%	100,000.11	2 - 1 0/0	市町村名	浄化槽	和泊町	7. 6%
川町	57. 3%	長崎県		宮崎市	4.4%	知名町	9. 4%
知町	11. 1%	市町村名	浄化槽	都城市	33.8%	与論町	35. 7%
原町		長崎市			12. 3%	プ開門	33. f%
	29.0%		1.8%	延岡市		鹿児島県	0.0 50
高村	56. 2%	佐世保市	18. 3%	日南市	23. 7%	毘兄島県	36. 7%
野町	88. 7%	島原市	45. 8%	小林市	38. 3%		
万十町	52.5%	諫早市	13. 7%	日向市	22.6%	沖縄県	V6. 11. 1.81.
月町	70.5%	大村市	2.5%	串間市	40.7%	市町村名	浄化槽
原村	26. 2%	平戸市	34.4%	西都市	25. 2%	那覇市	0.3%
潮町	44.2%	松浦市	24. 7%	えびの市	67.4%	宜野湾市	0.0%
		対馬市	35. 1%	三股町	37.1%	石垣市	13.7%
知県	31.3%	壱岐市	29. 2%	高原町	52.7%	浦添市	0.7%
		五島市	43.0%	国富町	31.9%	名護市	8.5%
岡県		西海市	28. 8%	綾町	25.8%	糸満市	26. 5%
市町村名	浄化槽	雲仙市	22. 0%	高鍋町	27. 2%	沖縄市	0. 2%
九州市	0, 0%	南島原市	35. 6%	新富町	68.0%	豊見城市	7. 3%
岡市	0.0%	長与町	0. 3%	西米良村	36, 4%	うるま市	14. 3%
	12.2%		2. 6%			宮古島市	
牟田市	1010/0	時津町		木城町	17.3%		21.5%
留米市	9. 7%	東彼杵町	30. 3%	川南町	36. 4%	南城市	14. 4%
方市	31.2%	川棚町	19. 3%	都農町	52. 2%	国頭村	22. 2%
塚市	32.2%	波佐見町	31.5%	門川町	67. 2%	大宜味村	31.6%
川市	61.2%	小値賀町	2.3%	諸塚村	78.8%	東村	20.8%
川市	61.8%	佐々町	4. 9%	椎葉村	86.3%	今帰仁村	31.9%
女市	40.7%	新上五島町	31.5%	美郷町	53.3%	本部町	10.5%
後市	28.9%			高千穂町	58.6%	恩納村	35. 3%
川市	47.1%	長崎県	14.5%	日之影町	65.0%	宜野座村	1.1%
橋市	36.4%	1	*	五ヶ瀬町	74.3%	金武町	8. 4%
前市	29. 7%	熊本県			0/0	伊江村	81. 7%
間市	5, 4%	市町村名	浄化槽	宮崎県	22.2%	読谷村	42.6%
郡市	1. 7%	能本市	6.1%	다 PP에 가지	22.20	真手納町	0.0%
<sup>部円</sup> 紫野市	0. 8%	八代市	21. 0%			北谷町	0.0%
				市町村名	浄化槽		
日市	0.0%	人吉市	12. 5%			北中城村	7. 0%
野城市	01 0)0	荒尾市	10. 2%	鹿児島市	14.4%	中城村	30. 1%
象市	0.3%	水俣市	15. 1%	鹿屋市	56.6%	西原町	32. 4%
幸府市	0.3%	玉名市	18. 4%	枕崎市	15.5%	与那原町	0.0%
賀市	7.6%	山鹿市	9.8%	阿久根市	54.8%	南風原町	11.0%
津市	0.5%	菊池市	14.7%	出水市	22.6%	渡嘉敷村	28. 7%
きは市	4.0%	宇土市	6.0%	指宿市	39.3%	座間味村	0.0%
岩市	36.6%	上天草市	37.0%	西之表市	56. 2%	栗国村	0.0%
<b></b>	44.9%	宇城市	23. 0%	垂水市	57.1%	渡名喜村	0.0%
市	24.4%	阿蘇市	37. 9%	薩摩川内市	60.7%	南大東村	0.0%
やま市	49. 3%	天草市	25. 5%	日置市	39.6%	北大東村	54. 8%
計	18.4%	合志市	0.3%	自	54.4%	伊平屋村	2. 4%
ョロ 可川市	0, 8%	美里町	57. 5%	D77111	49.5%	伊是名村	0, 0%
				霧島市			
美町	9. 4%	玉東町	61. 1%	いちき串木野市	42.3%	久米島町	0.4%
栗町 -	1.5%	南関町	32.6%	南さつま市	62. 2%	八重瀬町	42. 9%
免町	0.0%	長洲町	1.7%	志布志市	54.5%	多良間村	28.4%
恵町	7.0%	和水町	62. 2%	奄美市	5.6%	竹富町	32.5%
of the Black	16.2%	大津町	11.5%	南九州市	50.4%	与那国町	0.0%
宮町				ton tit. It.	10.5%	1	
	1.1%	菊陽町	0.1%	伊佐市	48.7%		
LI MT	1. 1% 0. 7%	菊陽町 南小国町	0. 1% 29. 0%	伊佐市	48. 7%	沖縄県	9. 8%
				伊佐市	48. 7%	沖縄県	9.8%
3.0] 山町 室町 を町	0.7%	南小国町	29. 0%	伊佐市	48. 7%	沖縄県	9. 8%

81. 6% 79. 3% 31. 1%

18, 6%

1. 6% 65. 1% 63. 2%

3. 1% 47. 4% 77. 0% 30. 4%

10.4%

2.1%

74. 3% 7. 3% 56. 1% 9. 3%

14.9%

遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町

筑前町 東峰村 大刀洗町

添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村

福智町苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町

福岡県

15.8% 41.4%

0. 7% 71. 1% 0. 0%

84. 9% 42. 9% 71. 4% 36. 9% 39. 6%

49.0%

44. 2% 37. 1% 53. 5% 23. 9%

55. 2% 13. 0%

9.0%

高森町 西原蘇村 御船町 嘉島町 益城町 甲山都町 山都町

氷川町 芦北町

岸北町 津奈木町 錦町 多良木町 湯前町 水上村 相良村

五木村 山江村 球磨村 あさぎり町

苓北町

- 注)
  ・市町村名表記は、令和2年3月31日現在のものである。
  ・空欄は、東日本大震災の影響により、調査不能な市町村を示す。
  ・福島県については、上配市町村以外でも東日本大震災に伴う 遊離の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

熊本県 14.5%

#### 1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況などの現状調査を 目的として、都道府県等を通じ、各市区町村を対象に実施した。調査票作成、回答の取りま とめ、結果分析等を行い、会議用資料として報告書形式のものを 180 部作成した。

なお、都道府県から各都道府県内の市町村調査票の集計依頼があった場合は、受注者に て集計を行った。

#### 1.3.1 調査方法

#### (1) 調査票・記入要領等

調査票・記入要領等は、以下の種類を作成した。各調査票のエクセルファイルを報告書別添として納品した。

- 記入要領(都道府県用).docx
- 記入要領(市町村(権限委譲市町村を含む)用).docx
- 記入要領(保健所設置市用).docx
- 記入要領(特別区用).docx
- 【都道府県用】調査票.xls
- 【市町村(権限委譲市町村を含む)用】調査票.xls
- 【保健所設置市用】調査票.xls
- 【特別区用】調査票.xls

#### (2) 調査フロー

浄化槽の指導普及に関する調査は下図に示す手順にて実施した。



図 1-6 指導普及調査フロー

#### (3) 実施時期

本調査は、令和2年6月から同年9月第一週末までを調査票回答・回収期間、その後4ヶ月を精査期間、令和3年1月第3週に公表とする計画期間とした。実施時期の実績は以下のとおりであり、公表は令和3年2月となった。

発 出 : 令和2年6月15日(月)
 回答期日 : 令和2年9月4日(金)
 全件回収 : 令和2年9月23日(水)
 調査結果公表: 令和3年2月19日(金)

## (4) 調査対象

全都道府県及び市区町村を対象として実施した。

#### (5) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-5 指導普及調査の調査項目一覧(令和2年度)

No.	設問							
1	净化槽行政組織							
2	净化槽行政担当職員数 							
3	浄化槽新設基数							
4	浄化槽設置基数							
	(1) 設置基数(旧構造基準適用)							
	(1) 設置基数 (新構造基準適用)							
	(2) 設置基数 (建築用途別)							
5								
6	行政処分等の件数及び根拠							
7	浄化槽関係業者数							
8	浄化槽法第7条検査関係							
	(1) 净化槽法第7条検査結果							
	(1) 検査対象基数算出							
	(2) 不適正基数							
9	浄化槽法第11条検査関係							
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果							
	(1) 検査対象基数算出							
	(2) 不適正基数							
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果							
11	指定検査機関関係							
12	浄化槽設置整備事業の実施状況							
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況							
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況							
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況							
16	国庫助成による浄化槽整備実績							
17	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況							
	(1) 都道府県							
	(2) 市町村 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4							
10	(3) 単独処理浄化槽の処分方法							
18	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について							
	(1) 把握状况							
	(2) 検査結果 (7 条検査) (3) 検査結果 (11 条検査)							
10	(3)   快食箱未 (11 未快食)   浄化槽台帳の整備状況							
19	(1) 都道府県							
	(1) 都							
20	(2)   中町村   地方公共団体が所有する浄化槽の状況							
20	- MUNA 大国 IP M TD 有 り る け TL 1 種 V 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1							

No.	設問							
	(1) 合併/単独別							
	(2) 単独人槽別							
21	法定協議会の整備状況							
22	一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等)の実施状況							
	(1) 一括契約の推進に向けた取組状況							
	(2) 一括契約の概要(参考事例)							
23	放流水域に対する規制について							
	(1) 規制の概要							
	(2) 規制の詳細 ①公共用水域に放流する場合							
	(2) 規制の詳細 ②農業用水路に放流する場合							
	(2) 規制の詳細 ③道路側溝に放流する場合							
	(2) 規制の詳細 ④その他							
24	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況							
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体							
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)							
25	NPO 等との連携の状況							
	(1) NPO 等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管							
	理の推進に資する取組を行っている地方公共団体							
	(2) NPO 等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管							
	理の推進に資する取組を行っている事例							
26	浄化槽処理促進区域の指定状況							
27	浄化槽管理士に対する研修機会の確保							
28	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等 							
	(1) 都道府県							
	(2)   市町村							
29	前年度と比較して特記すべき変動、または数値が大幅に変動した理由							
30	本調査票について							

なお、浄化槽の指導普及に関する調査は、隔年で実施される調査項目があることから、過 年度の調査項目との比較を行った結果を下表に示す。

表 1-6 過年度との調査項目の比較

No.		設問	H30	H31	R2
1	浄化槽	行政組織		•	
2	浄化槽	行政担当職員数		•	
3	浄化槽	新設基数	•	•	
4	浄化槽	設置基数		•	
	(1)	設置基数(旧構造基準適用)		•	
	(1)	設置基数 (新構造基準適用)	•	•	
	(2)	設置基数(建築用途別)	•	•	•
5	浄化槽	廃止基数	•	•	
6	行政処	分等の件数及び根拠	•	•	
7	浄化槽	関係業者数		•	
8	浄化槽	法第7条検査関係		•	
	(1)	浄化槽法第7条検査結果	•	•	
	(1)	検査対象基数算出	•	•	•
	(2)	不適正基数		•	
9	浄化槽	法第 11 条検査関係	•	•	

No.		設問	H30	H31	R2
	(1)	浄化槽法第 11 条検査結果	•	•	•
	(1)	検査対象基数算出	•	•	•
	(2)	不適正基数		•	•
10		法第7条及び第11条検査における BOD 検査結果		•	
11		<b>査機関関係</b>	•	•	•
12		設置整備事業の実施状況	•	•	•
13		設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	•	•	•
14		市町村整備推進事業の実施状況	•	•	•
15		市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	•	•	•
16		単独の浄化槽整備事業の実施状況			
17		単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況			
18		成による浄化槽整備実績	•	•	•
19		設置整備事業実施の区域の別			
20		法に関する事務(権限)の移譲の状況	•		
	(1)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	•		
	(2)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	•		
	(3)	権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課	•		
0.1	町大学	題) 独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況			
21					
	(1)	都道府県 市町村			
	(2)	中町村   単独処理浄化槽の処分方法			
22	(- /	単独処理伊化僧の処分方伝 理費用に対する補助を行っている市町村の状況			
23		理賃用に対する補助を行っている中町村の状況 成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握			
23	国 <u></u> 国	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•
	(1)	把握状況			
	(2)	検査結果			
	(3)	検査結果	•		
24		台帳の整備状況	•	•	•
	(1)	都道府県	•	•	•
	(2)	市町村	•	•	•
25	維持管	理組織の整備状況	•		
		維持管理組織を有する市町村	•		
	(2)	維持管理組織の概要(参考事例)	•		
26	一括契	約の実施状況	•		•
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	•		•
	(2)	一括契約の概要(参考事例)	•		•
27	浄化槽	管理者講習会の実施状況		•	
28	放流水	域に対する規制について	•		•
	1	公共用水域に放流する場合	•		•
	2	農業用水路に放流する場合	•		•
	3	道路側溝に放流する場合	•		•
	4	その他	•		•
29	4 1	の休止に関する取り扱いの状況	•		•
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	•		•
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)	•	_	•
30		共団体が所有する浄化槽の状況	•	•	•
	(1)	合併/単独別	•	•	
	(2)	単独人槽別	•	•	•
31		との連携の状況		•	•
	(1)	取組		•	•
	(2)	取組の具体的事例			
32	災害時	等における協定締結状況			

No.	設問	H30	H31	R2
33	法定協議会の整備状況			
34	浄化槽処理促進区域の指定状況			
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保			
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	•	•	•
	(1) 都道府県	•	•	•
	(2) 市町村	•	•	•
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した			
	理由			
38	本調査票について		•	

注釈) 赤文字は令和2年度調査における新設の設問。

#### 1.3.2 集計結果

公表用エクセルファイルの他、PDF 形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

集計表、公表資料に含まない集計結果を以下に示す。

#### (1) 浄化槽行政について地方公共団体が認識している課題等

地方公共団体が認識している課題(法的整備の課題・要望等)を下表に示す。

表 1-7 地方公共団体が認識している課題 (法的整備の課題・要望等)

テーマ	詳細	都道府県
台帳整備	国において構築される台帳システムは、3月31日時点のデータを自動保存・集計する等本調査のための作業を考慮したものとしていただきたい。	
法定検査 受検率向	7条検査の受検率向上策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認 検査機関」等に提出する時に「7条検査依頼書(写)」の添付を義務付けた制度が 必要。	静岡県
上施策	国庫補助により設置された浄化槽について、法定検査の受検状況の把握に努めるよう、交付要綱等により市町村へ義務付けるようにしていただきたい。	愛知県
	特定既存単独処理浄化槽の立入調査に、法律上の権限を持たない指定検査機関の協力が前提になっているのは課題だと思われる。 (管理者に同席を断られた場合、写真等による確認となり、指定検査機関にとっても負担が大きいのではないか。)	京都府
既存単独 処理浄化	特定既存単独浄化槽に対する指導について、判断方法等の指針に基づき具体的な取り扱い方針を策定することとなることから、早急にお示し頂きたい。また、指定検査機関と連携した立入についても例示頂きたい。	広島県
槽に対す る対応	みなし浄化槽(単独浄化槽)における雨水の流入を禁止する明確な条文がないため、当該浄化槽の蓋を開けて、雨水を流入させている住民に対しての指導が困難である。	千葉県
	○特定既存単独処理浄化槽への除却等の指導(浄化槽法付則第11条)本県では、現在当該規定に係る事務処理方針(把握手順等)がなく、法定検査受検率も低いため、把握できる単独浄化槽が少ない。協議会を設置して、特定既存単独処理浄化槽を把握する方法を検討する必要がある。	山梨県
保守点検・ 清掃回数 の設定	浄化槽法における浄化槽の清掃回数の定めについて、使用状況や、法定検査等   回数	
登録保守 点検業者	本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。 近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化 槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行ってお	福岡県

テーマ	詳細	都道府県
に対する 罰則	り、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから 登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。 今後の準則改正に併せ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第一号 にあるような唆し規定を盛り込んでいただきたい。	
	【事業の停止】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。   一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。	
災害対応	・平成 30 年 7 月豪雨災害において、土砂災害により被災した市町村設置型浄化槽の土砂の抜き取りが、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の限度額未満であったため、補助対象とならなかった。公共浄化槽(旧市町村設置型浄化槽)の限度額は、一基当たりではなく、市町村全域の浄化槽の合計で考える等の運用を御検討いただきたい。 ・平成 30 年 7 月豪雨災害だけでなく、その後の大規模災害においても、被災した浄化槽から抜き取った汚泥の処分について被災自治体から多くの質問が寄せられたことから、適正な処分についての事務連絡等の発出について御検討いただきたい。	広島県
建築基準 法に係る 課題	浄化槽の構造は建築基準法で定められているが、その条文に雑排水の処理に関する条文がないため、浄化槽に雑排水を流入させていない住民に対して、建築物としての改善指導を特定行政庁等に依頼することが困難である。	千葉県
	放流先の選択肢として側溝があるにも関わらず、県道や国道などにおいて浄化 槽排水の放流を認めないなどの規定がある場合がある。	沖縄県
その他	浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書(都道府県知事提出用)に「証紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。 一方で、建設業許可に係る資料(建設業許可申請書、決算変更届)や解体工事業登録簿については、各都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。	群馬県

注釈) グレーの網掛けは平成31年度調査においても同じ回答を行っていた都道府県の回答を示す。

表 1-8 浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での 課題等について	その他の課題等について
青森県	・浄化槽事務に係る法律は、浄化槽法、建築 基準法及び下水道法など複数あり、各法律 を所管する部署が異なるため、上手く連携 をとることが難しい。	・浄化槽法第11条に基づく定期検査について、「保守点検を委託しているので検査は必要ない」や「周辺の住民も受検していないので受検しない」等の理由による受検拒否が多く、なかなか浄化槽管理者の理解が得られず、受検率向上に係る対応に苦慮している。
岩手県		・保守点検費の未支払いに伴う、浄化槽設置者と保守点検業者の契約解除が生じ、その後保守点検がされないままとなり、水質異常が生じる事例が散見される。資金不足によるものが多く、指導に苦慮している。
宮城県		・台帳整備にあたって、情報収集の方法
山形県	・法定検査未受検者に対する改善指導について、未受検者が固定化してきており、文書や立入による受検率の上昇率が伸び悩んでいる。また、全国的な格差もあり、未受検者が正当化(受けていない人が半数以上いる等)するような状態を早急に改善する必要がある。	
福島県		・単独処理浄化槽等からの転換促進 ・法定検査受検率の向上
茨城県	【住民への指導】 ・浄化槽の多くが家庭に設置されているため,住民により身近な市町村が,浄化槽法に関する適切な維持管理のための助言・指導等の事務を扱うことが望ましい。都道府県から市町村へ浄化槽に関する事務権限が移譲されるようお願いしたい。	【受検率の向上】 ・浄化槽管理者において、浄化槽法の理解不足のため、法定検査と保守点検を混同するなどして、受検率の向上につながっていない。 【浄化槽設置補助金受給の法定検査未受検者への強力な指導】 ・浄化槽設置補助金は税金を原資とするものであり、その受益者は、その対象施設を適正に管理し、施設を運用する義務がある。補助金を受けながら、受けるべき法定検査を受検しないのは不適正である。会検の意思がない場合、又は補助金受治ない場合などは補助金を返還させるなどの項目を加えてはどうか。
栃木県	・浄化槽法改正に伴い、浄化槽保守点検業登録条例に浄化槽管理士に対する研修の受講機会の付与を保守点検業者に義務づけたが、県内の研修体制の整備に苦慮している。 ・十分な研修機会を確保し、浄化槽保守点検業者に研修受講を定着させるには、長期的な取組が必要と考える。	・浄化槽行政の業務が多岐にわたり、特に昨 今は浄化槽法や国の補助制度の改正があ ったため、市町担当者の業務に対する理 解を促進することが求められていると感 じる。
群馬県	・浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書(都道府県知事提出用)に「証	・公共浄化槽の推進にあたり、実施している 市町村は、職員の減少による事務の軽量 化が求められる中、浄化槽処理促進区域 の設定や、公共浄化槽の設置計画など要

都道府県名	法制度面 (法律・条例等) での 課題等について	その他の課題等について
	紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。一方で、建設業許可に係る資料(建設業許可申請書、決算変更届)や解体工事業登録簿については、各都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。	件が加わり、事務量が多くなっている。また、設置した合併浄化槽の老朽化が進んでおり、将来に向けた維持管理費の増大を懸案している。
埼玉県	・使用開始届や廃止届、変更届の未提出が多い。	
千葉県	【浄化槽法について】 みなし浄化槽(単独浄化槽)における雨水の流入を禁止する明確な条文がないため、当該浄化槽の蓋を開けて、雨水を流入させている住民に対しての指導が困難である。  【建築基準法について】 浄化槽の構造は建築基準法で定められているが、その条文に雑排水の処理に関する条文がないため、浄化槽に雑排水を流入させていない住民に対して、建築物としての改善指導を特定行政庁等に依頼することが困難である。	【浄化槽台帳の整備について】 ・法改正により浄化槽台帳の整備が義務付けられたところであるが、設置時の住所の整備が義務登録に漏れがないとしてもある。これを確に取り着ために、実態は同じ違いが困難な物件が多い。 【指定検査機関における検査員の確保について、集内の浄化槽設置基数が少ない。指定検査を関における検査を関いて】 ・千葉県においては、県内の浄化槽設置基数が少ない。指定検査を関における検査の確保にから、指定検査を関においては、新たに検査を関いが、課題とおいては、新たに検査の確保が、課題とおいては、新たに検査を募集しても、すぐにやめてしまう検査を募集しても、すぐにやめてしまう検査を募集しても、すぐにやめてしまう検査の平均年を確保する。また、将査の平均年を確保する意味においる。
東京都	令和 1 年の法改正により、特定既存単独 浄化槽に対する措置が定められ、主に 11 条 法定検査結果からの判断となる。だが、多く の単独浄化槽は 11 条法定検査が不受検であ り、首都圏の法定検査受検率低迷の原因と もなっている。 この際、単独浄化槽は全て期限付きで廃 棄するような法改正に踏み込んだ方策を講 じていただきたい。	<ul> <li>○浄化槽設置補助の対象拡大</li> <li>・浄化槽は、下水道と並ぶ生活排水処理設備で、効率的、低減な汚水処理、過疎地域の振興を考慮すれば、下水道並みの補助が必要である。</li> <li>・個人設置型での新規設置等への補助(特に、離島、過疎地域)</li> <li>・くみ取り便槽からの設置に対する配管設備費、便槽撤去費補助</li> <li>○法定検査費(機関)への国補助・東京都の場合、島しょ地区(伊豆諸島、小笠原諸島)を抱えており、法定検査の検査手数料は、本土と同じ設定となっています。同じ東京都であり、島しょ振興の点か</li> </ul>

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での 課題等について	その他の課題等について
	MAKES TITLE OVER THE	らも手数料を差別化する訳にはいかない。そのため、赤字事業となっている。赤字解消の一環として、島しょ地区だけの効率化検査の導入を行ったが、継続的、安定的な浄化槽行政のためには、法定検査費(機関)への国補助が必要です。 ・浄化槽の維持管理不足による臭気等の苦
		情案件は、下水道区域である市街地で多く発生しているが、当該地域においては、単独転換や清掃に係る補助金の対象外となっている。このため、生活困難家庭等においては浄化槽の維持管理がままならない事例が多くみられ、維持管理指導やペナルティを科すことでは限界がある。
神奈川県		・すでに使用されていない浄化槽の廃止届が未届であることが多く、それを整理することも困難なことから、実際の基数と台帳上の基数が合致していない。この基数の乖離により法定検査の受検率を正確に反映できないことが課題と考えている。 ・合併処理浄化槽への転換においては経済的負担があることから、高齢者世帯などでは転換が進んでいない。
新潟県		<ul><li>・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への 転換の促進</li><li>・法定 11 条検査の受検率の向上</li><li>・維持管理(保守点検、清掃)の徹底</li><li>・市町村設置型による浄化槽整備の促進</li></ul>
富山県		・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への 転換(あるいは下水道接続)について、住 民等の負担が大きいことなどから、なか なか進んでいない ・法定検査の受検率が伸び悩んでいる。 ・空き家等に存在する無管理浄化槽の把握 が十分ではない
山梨県	○浄化槽台帳整備(浄化槽法第49条) ・本県の既存の浄化槽台帳は、古い時期の単独浄化槽の情報精度が低く(過去は廃止届で制度がなかったため)、保守点検・清掃時の水質情報は把握しておらず、それらを一通り管理するには膨大な情報量となる。また、情報を入手する手段が確立されていない。 ○特定既存単独処理浄化槽への除却等の指導(浄化槽法付則第11条) ・本県では、現在当該規定に係る事務処理方針(把握手順等)がなく、法定検査受検率も低いため、把握できる単独浄化槽が少ない。協議会を設置して、特定既存単独処理浄化槽を把握する方法を検討する必要がある。	・法定検査の受検率が低い

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での 課題等について	その他の課題等について
静岡県	・明確な勧告や、命令の基準がないため、実際には処分ができない ・7条検査の受検率向上策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認検査機関」等に提出するときに「7条検査依頼書(写)」の添付を義務付けた制度が必要。・法改正による合併処理浄化槽設置の義務付けから約19年が経過したが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、建替等を除いて進んでいない。	・浄化槽台帳について精査ができていない (住居表示の変更、建売住宅・賃貸住宅な ど、管理者や、所在地が不明など) ・法定検査の受検率が全国平均と比較して 低いことから未受検者への指導が課題と なっている ・単独処理浄化槽が全浄化槽の約 61.5%を 占めていることから、合併処理浄化槽へ の速やかな転換が課題となっている ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換 の動機付けが薄い(既にトイレが水洗化 しているため) ・転換する場合の利用者の費用負担が大き い ・浄化槽台帳を整備するにあたり、浄化槽ご とに固有番号が付されていないため、管 理が難しくなる(製品出荷時に固有番号 を付していただきたい)
愛知県	・既存の単独処理浄化槽使用者の合併処理 浄化槽への転換が努力義務であるため転 換が進まない。	・浄化槽管理者の義務が充分に周知されていない状況があるので、適正な維持管理や届出について、国においても広く周知をお願いしたい。 ・国庫補助により設置された浄化槽について、法定検査の受検状況の把握に努めるよう、交付要綱等により市町村へ義務づけるようにして頂きたい。
滋賀県	・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の使用を禁止し、 転換を義務付ける法整備が必要。	・合併浄化槽の更新が補助金の対象外となったが、水質保全のためには老朽化した合併浄化槽の更新が必要なため、従来のスキームでの補助金が必要。 ・浄化槽を適正に管理するために浄化槽の維持管理費や修繕費に対する補助金制度の創設が必要。 以上、2点は全国的な課題と考えるため、国で創設に向けた検討をしていただきたい。
京都府	・特定既存単独処理浄化槽の立入調査に当たって、法律上の権限を持たない指定検査機関の協力が前提になっているのは課題だと思われる。(管理者に同席を断られた場合、写真等による確認となり、指定検査機関にとっても負担が大きいのではないか。)	
大阪府		・今般の浄化槽法改正で浄化槽台帳の整備が規定され、浄化槽台帳のシステム化や保守点検・清掃状況についても把握することとされた。保守点検業者や清掃業者が実施記録を紙媒体のみで保管している事例もあり、それらをシステム台帳に手入力するのは事務量として膨大となることが考えられ、情報収集の方法・管理を含めて、どのように整備していくのが最適か苦慮している。
兵庫県	・法定検査受検率の向上	・浄化槽を設置するにあたり、補助金の申請 は各市町に、設置届は県に提出と窓口が

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での 課題等について	その他の課題等について
	・使用開始報告書提出率向上の検討 (提出例がなく、有名無実化している。また、提出がなくとも支障が全く生じていない。)	異なることにより、浄化槽の設置基数の 把握や管理状況が困難である。(特に市町 村の多い都道府県において把握がしきれ ない) ・各市町において一元的に浄化槽を管理す れば、浄化槽の手続きや台帳の整備も容 易になる
和歌山県	・汚水処理人口普及率の向上 ・法定検査の受検率の向上	・浄化槽管理者への法定検査及び単独転換 の必要性の更なる啓発が必要
鳥取県		・国が統一した台帳作成し、それをクラウド などを通して国や県や市町村で管理した 方が台帳上の不備等が圧倒的に少なくなってよい。
島根県		<ul><li>・単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進</li><li>・浄化槽台帳の精査</li></ul>
岡山県		・一部の地域では、別荘等の用途に使用される建築物が多く、平素は管理者が他府県に居住していることが多い。 そのため、居住している府県と岡山県でのルールの違いにより、トラブルに発展する事例がある。
広島県	・国において構築される台帳システムは、3 月31日時点のデータを自動保存・集計する等本調査のための作業を考慮したものとしていただきたい。 ・特定既存単独浄化槽に対する指導について、判断方法等の指針に基づき具体的な取り扱い方針を策定することとなることから、早急にお示し頂きたい。また、指定検査機関と連携した立入についても例示頂きたい。	・平成30年7月豪雨災害において、土砂災害により被災した市町村設置型浄化槽の土砂の抜き取りが、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の限度額未満であったため、補助対象とならなかった。公共浄化槽(旧市町村設置型浄化槽)の限度額は、一基当たりではなく、市町村全域の浄化槽の合計で考える等の運用を御検討いただきたい。 ・平成30年7月豪雨災害だけでなく、その後の大規模災害においても、被災した浄化槽から抜き取った汚泥の処分について被災自治体から多くの質問が寄せられたことから、適正な処分についての事務連絡等の発出について御検討いただきたい。
徳島県	・浄化槽法における浄化槽の清掃回数の定 めについて、使用状況や、法定検査等の結 果に応じた弾力的な運用ができない。	・単独処理浄化槽が多数残存していること。 ・法定検査未受検者への対応
福岡県	・本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。 近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行っており、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。 今後、準則改正を行う際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1	・浄化槽は、下水道と異なり購入・設置費用が必要なことに加え、その利用に当たって保守点検・清掃・法定検査の3種の料金が発生し、年間の実支払額は同規模の住宅の下水道利用料金と比べて高額となっていることから、下水道供用区域の住民との費用負担格差を解消するような政策・制度が必要。

都道府県名	法制度面 (法律・条例等) での 課題等について	その他の課題等について
	号にあるような唆し規定を盛り込んでい ただきたい。	
	【事業の停止】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。	
鹿児島県		・単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の合併 処理浄化槽への転換
沖縄県	・放流先がない場合の規定 ・放流先の選択肢として側溝があるにも関わらず、県道や国道などにおいて浄化槽排水の放流を認めないなどの規定がある場合がある。 ・グリーストラップの設置の義務がないこと	・無届浄化槽の把握方法(生活排水垂れ流し の苦情などがあった場合、台帳にない場 合が多く、対応に苦慮している)

## (2) 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由

市町村設置型の実施が困難な理由について、財政や人員といった選択肢を設けて市町村に対し質問し、回答を得た。市町村設置型の実施が困難な理由に係る市町村の回答を下表に示す。

表 1-9 市町村設置型の実施が困難な理由(市町村回答)

都道府県 名	1.財	政的理由		制的理由 (不足等)	3.住民の理解が 得にくい (経済的理由、説 明・周知・啓蒙が困 難等)			等の民間活	5	その他
北海道	99	(55%)	78	(44%)	30	(17%)	17	(9%)	29	(16%)
青森県	28	(70%)	22	(55%)	6	(15%)	5	(13%)	6	(15%)
岩手県	19	(58%)	18	(55%)	2	(6%)	4	(12%)	1	(3%)
宮城県	13	(37%)	13	(37%)	6	(17%)	2	(6%)	4	(11%)
秋田県	18	(72%)	15	(60%)	6	(24%)	3	(12%)	5	(20%)
山形県	18	(51%)	16	(46%)	13	(37%)	6	(17%)	5	(14%)
福島県	34	(58%)	37	(63%)	24	(41%)	9	(15%)	4	(7%)
茨城県	33	(75%)	30	(68%)	8	(18%)	4	(9%)	9	(20%)
栃木県	20	(80%)	19	(76%)	10	(40%)	6	(24%)	1	(4%)
群馬県	17	(49%)	16	(46%)	9	(26%)	3	(9%)	4	(11%)
埼玉県	44	(70%)	43	(68%)	23	(37%)	9	(14%)	11	(17%)
千葉県	39	(72%)	40	(74%)	12	(22%)	5	(9%)	9	(17%)
東京都	11	(18%)	11	(18%)	2	(3%)			16	(26%)
神奈川県	17	(52%)	16	(48%)	7	(21%)	1	(3%)	11	(33%)
新潟県	17	(57%)	14	(47%)	9	(30%)	4	(13%)	7	(23%)
富山県	9	(60%)	9	(60%)	5	(33%)	2	(13%)	2	(13%)
石川県	5	(26%)	6	(32%)	3	(16%)	1	(5%)	6	(32%)
福井県	12	(71%)	6	(35%)	1	(6%)			3	(18%)
山梨県	21	(78%)	20	(74%)	9	(33%)	3	(11%)	2	(7%)
長野県	39	(51%)	35	(45%)	25	(32%)	9	(12%)	16	(21%)
岐阜県	21	(50%)	18	(43%)	8	(19%)	5	(12%)	13	(31%)
静岡県	28	(80%)	21	(60%)	18	(51%)	4	(11%)	5	(14%)
愛知県	39	(72%)	38	(70%)	16	(30%)	8	(15%)	15	(28%)
三重県	12	(41%)	14	(48%)	10	(34%)	7	(24%)	7	(24%)
滋賀県	8	(42%)	9	(47%)	1	(5%)	1	(5%)	6	(32%)
京都府	13	(50%)	11	(42%)	7	(27%)	4	(15%)	11	(42%)
大阪府	13	(30%)	13	(30%)	4	(9%)	2	(5%)	18	(42%)
兵庫県	23	(56%)	22	(54%)	13	(32%)	2	(5%)	13	(32%)
奈良県	27	(69%)	26	(67%)	15	(38%)	13	(33%)	9	(23%)
和歌山県	20	(67%)	22	(73%)	7	(23%)	1	(3%)	6	(20%)
鳥取県	10	(53%)	9	(47%)	3	(16%)	1	(5%)	5	(26%)
島根県	8	(42%)	5	(26%)	2	(11%)	1	(5%)	1	(5%)

都道府県名	1.財	政的理由		削的理由 不足等)	3.住民の理解が 得にくい (経済的理由、説 明・周知・啓蒙が困 難等)			等の民間活算入が困難	5.2	その他
岡山県	16	(59%)	15	(56%)	6	(22%)	1	(4%)	6	(22%)
広島県	14	(61%)	15	(65%)	6	(26%)	3	(13%)	5	(22%)
山口県	17	(89%)	15	(79%)	2	(11%)	3	(16%)	1	(5%)
徳島県	20	(83%)	21	(88%)	16	(67%)	10	(42%)	2	(8%)
香川県	15	(88%)	13	(76%)	5	(29%)	4	(24%)	1	(6%)
愛媛県	13	(65%)	10	(50%)	6	(30%)	2	(10%)	5	(25%)
高知県	24	(71%)	21	(62%)	8	(24%)	4	(12%)	2	(6%)
福岡県	39	(65%)	31	(52%)	13	(22%)	5	(8%)	16	(27%)
佐賀県	10	(50%)	7	(35%)	4	(20%)			5	(25%)
長崎県	17	(81%)	14	(67%)	6	(29%)	5	(24%)	2	(10%)
熊本県	29	(64%)	20	(44%)	14	(31%)	5	(11%)	5	(11%)
大分県	12	(67%)	10	(56%)	6	(33%)	2	(11%)	4	(22%)
宮崎県	19	(73%)	19	(73%)	9	(35%)	5	(19%)		
鹿児島県	27	(63%)	26	(60%)	17	(40%)	10	(23%)	9	(21%)
沖縄県	29	(71%)	25	(61%)	9	(22%)	5	(12%)	10	(24%)
合 計	1036	(60%)	934	(54%)	441	(25%)	206	(12%)	333	(19%)

注釈)空欄は回答のないことを示す。

(%)は、当該都道府県について都道府県ごとの回答市町村数/全市町村数にて算出し、合計については全国での回答市町村数/全市町村数にて算出した。

「理由」欄においては 378 件の記述が確認され、うち「1.財政的理由」~「4.PFI 等の民間活用の導入が困難」に○がない回答は 255 件あった。このうち「下水道(農排水)が普及済/推進中/計画中」との回答が 62%(159 件)を占めた。他に、「個人設置型推進中」との回答が 16 件、「個別排水処理施設整備事業(北海道の地方単独事業)実施中」との回答が 8件、「基数要件に満たない」との回答が 12 件あった。

市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答を下表に示す。

表 1-10 市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答

分類	自治体	回答
費用課題	山形県上山市	一部地域で実施したが、空き家等で休止があり、使用料が得
		られない浄化槽がある。休止が増えれば経営悪化の恐れがあ
		る。
	茨城県那珂市	設置後の維持管理費の負担が大きい(法定検査費用、維持管
		理業務委託費修繕等)
		当市が水質保全条例区域外のため、通常型に対する県の補助
		がないため。
	埼玉県越谷市	私有地に公有財産を設置し、数十年単位の維持管理を継続し
		ていくことに関し、浸水等の災害、居住者の移転、資産の売却
		等の公的費用負担増大の懸念
受益者負	東京都八丈町	市町村設置整備の対象外の部分に費用がかかる。(放流先の
担		浸透桝を設置するため。高度処理浄化槽を設置しないとなら
		ないため。)

分類	自治体	回答
技術課題	埼玉県越谷市	都市部と中山間の住宅用土地利用形態の相違(設置できる敷 地面積が無い、土地の売買による流動性 など)
維持管理	茨城県那珂市	24 時間管理しなければならない(件数が多くなると、複数の 不具合等に対応できなくなる)
	熊本県阿蘇市	空き家になったときの管理が難しいため
費用徴収	千葉県成田市	維持管理費用の算定及び徴収方法について困難が予想され
への懸念		る。(設備によっては高額な維持管理費が発生するが、その費用を請求できるかどうか。また未納者対策が必要となる。)
	京都府南丹市	浄化槽使用料は法的根拠がなく自力執行できない債権であ
		り、徴収上回収が困難。
情報	奈良県田原本町	導入に関するノウハウがない
人材	山梨県都留市	専門的な知識、技術等を有した人材の不足
	島根県益田市	市町村設置の場合、発注者が市となるため工事の設計積算監
		督を担うこととなり、人的対応並びに人件費が嵩む。また、料
		金の徴収方法を水道メーターの検針に基づき行う場合には、
		料金徴収に係る事務が発生したり、滞納者については滞納処
		理業務等が発生したりと業務が増大する。
ステーク	兵庫県宍粟市	市町村合併当時の各町の区域差が大きいため。合併当時、各
ホルダー		町の集合処理区域・個別処理区域の設定に大きな差があり、
		管理体制もそれぞれ異なっていた。相当な基数があるので、
		これを市町村設置型に統一するには時間がかかり、困難である。
		③ 管理組合で集合管理 / ②協議会を設置し集団管理
		③個人設置で市が管理 / ④個人管理
	島根県益田市	浄化槽の維持管理を行える業者は、浄化槽の保守点検につい
		ては県知事の登録が必要であり、浄化槽の清掃等は市町村の
		許可、汚泥の搬出にあたっては市町村から一般廃棄物収集運
		搬業者の許可が必要となるが、特殊な業種であり他事業者の
		参入が非常に困難である。
公平感に	茨城県北茨城市	市内全域に個人設置の浄化槽が点在しており、市町村整備の
対する配慮		対象とした方と近隣浄化槽設置者との不公平感が生じる可能 性があるため。
,	熊本県阿蘇市	個人設置型が先行しており、市町村設置型と混在すると維持
		管理に不公平感が生じ、住民の同意・理解が受けにくいため。
人口減少	奈良県天川村	28年度より市町村設置型は終了しており、その理由として浄
		化槽普及率 70%以下は申請件数 10 件をクリアしなければな
		らないため、高齢化等により今後10件を満たすことができな
		いため、市町村設置型を継続したくてもできない状況である。

注釈) グレーの網掛けは平成31年度調査においても同じ回答を行っていた市町村の回答を示す。

その他の回答内容には、導入予定であるとの回答や、市町村設置型事業を廃止した理由についての回答もみられた。

- 導入予定:青森県五戸町、埼玉県小川町(ともに令和3年度実施予定)
- 市町村設置型の事業を廃止:
  - ▶ 過去に実施していたが、設置工事費の市の負担が大きい。浄化槽施設の維持管理 の費用が市の財政に負担になる。(茨城県小美玉市)

#### 1.4 調査の進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られないなど、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行った。

#### 1.5 過年度調査結果との比較分析

本調査業務では、過年度調査結果との比較分析並びに集計表内における内訳と合計値の整合及び表間での値の整合といった整合性チェックを行った。

#### 1.5.1 過年度比較チェックの基準

過年度比較チェックも、自動化ツールと視認の2手段で実施した。設問ごとのチェック基準(基準値)及び確認方法を、以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-11 過年度比較チェック基準

No.	調査項目	確認 方法	基準(基準値)
1.	浄化槽行政組織	視認	各項目の内容変更 行政組織数の増減(1以上)
2.	   浄化槽行政担当職員数	視認	5人以上の増減
3.	净化槽新設基数	自動	100 基以上(10%以上)の増減
4.	净化槽設置基数	LI 357	100 25/12 (10/05/12) 57/10/0
	(1) 処理方式別浄化槽全設置基数	自動	増加:1基以上
	(旧構造基準のもの)		減少:表 1-12 記載
	(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	增加:1基以上
	(旧構造基準のもの)		減少:表 1-13 記載
	(3) 処理方式別浄化槽全設置基数	自動	単独処理浄化槽の増加:1 基以上
	(新構造基準のもの)		上記以外の増減:表 1-14、表 1-15、表 1-16
			記載
	(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	表 1-17 記載
	(新構造基準のもの)		
	(5)処理方式別浄化槽全設置基数	自動	表 1-18 記載
	(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	表 1-19 記載
	(7) 建築用途別浄化槽全設置基数	自動	表 1-20 記載
5.	浄化槽廃止基数	自動	100 基以上(10%以上)の増減
6.	行政処分等の件数及び根拠		
	(1) 行政処分等の件数	自動	表 1-21、表 1-22、
			表 1-23 記載
	(2) 行政処分等を行った根拠	自動	表 1-24、表 1-25 記載
7.	浄化槽関係業者数	自動	表 1-26、表 1-27 記載
		視認	<ul><li>技術管理者の設置義務対象浄化槽数及び</li></ul>
			設置浄化槽数については、前年度数値入
			力あったが今年度0の場合疑義の対象
8.	浄化槽法第7条検査関係		
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	自動	・検査対象件数:10%以上減少

No.	調査項目	確認 方法	基準 (基準値)
		1114	・実施数:10%以上減少
			・受検率:前年度との比率差が 5pt 以上減少
			・ 検査結果:
			「適正」「やや適正」の増加:10pt 以上
			「適正」「やや適正」の減少:5pt 以上
			「不適正」:5pt 以上の増減
	(2) 不適正の内容と件数 (7条検査)	自動	500 以上の増減
9.	浄化槽法第 11 条検査関係		
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	自動	8(1)の基準値と同じ
	(2) 不適正の内容と件数(11条検査)	自動	500 以上の増減
10.	浄化槽法第7条及び第11条検査における	自動	・BOD30 や 60 の検査結果が 500 以上増加
	BOD 検査結果		・BOD20 の検査結果が 500 以上減少
11.	指定検査機関関係		
	(1) 指定検査機関の検査体制	視認	10 人以上の増減
	(3) BOD 検査導入状況一覧	視認	内容変更
	(4) 効率化検査導入状況一覧	視認	内容変更
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の	視認	補助有無の差異、内容変更
	補助の状況		
14.	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
15.	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道	視認	補助有無の差異、内容変更
	府県の補助の状況		
16.	国庫助成による浄化槽整備実績	自動	表 1-28 記載
17.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤		
	去に関する補助の状況		
	(1) 都道府県	視認	補助有無の相違、その他項目の内容変更
	(2) 市町村	視認	市町村名の追加削除
18.	国庫助成事業により設置した浄化槽の法	自動	当年度調査における把握状況と、対照年度
	定検査実施状況の把握について		(H28 年度)の事業実施状況の不一致
19.	浄化槽台帳の整備状況		
	(1) 都道府県	視認	台帳有無の相違、その他内容変更
	(2) 市町村	視認	・「台帳の管理媒体」以外の項目:2桁以上
			の増減
			・「台帳の管理媒体」:
			*Microsoft Excel 等の表計算ソフトを利用
			している市町村数の減少
			*専用システムを利用している市町村数の
			減少
			*GIS 採用市町村数の減少
20.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	L-71	NVVL (n ern Vr. II. left = 134 l
	(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基	自動	単独処理浄化槽の増加:1基以上
	数	ph +1	上記以外:表 1-29 記載
	(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄 化槽の用途	自動	1 基以上の増加
	(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄	自動	1 基以上の増加
	(3) 地方五六国中が別行りの半風程任何	日期	1 金か上ック・日/川

No.	調査項目	確認 方法	基準 (基準値)
	化槽の人槽区分		
21.	法定協議会の整備状況	-	※今年度からの新規設問
22.	一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清		
	掃、法定検査等)の実施状況		
	(1) 一括契約の推進に向けた取組状況	視認	取り組んでいる自治体の追加削除
	(2) 一括契約の概要 (参考事例)	視認	内容変更の有無
23.	放流水域に対する規制について		
	(1) 規制の概要	視認	「都道府県による規制の有無」の変更
	(2) ①公共用水域に放流する場合の規制	視認	・自治体名の追加削除
	の詳細		・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ②農業用水路に放流する場合の規制	視認	・自治体名の追加削除
	の詳細		・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の	視認	・自治体名の追加削除
	詳細		・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ④その他水域に放流する場合の規制	視認	・自治体名の追加削除
	の詳細		・根拠条例等の名称、内容変更
24.	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定	視認	自治体名の追加削除
	めている自治体		
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況	視認	自治体名の追加削除、内容変更
25.	NPO 等との連携の状況	視認	連携有無の相違、その他内容変更
26.	浄化槽処理促進区域の指定状況	-	※今年度からの新規設問
27.	浄化槽管理士に対する研修機会の確保	-	※今年度からの新規設問

注)調査項目は集計表の目次に従う。また、確認方法に記載した「自動」は自動化ツールを指す。

#### 表 1-12 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

Ī	処理方式		単独処理	<b>推浄化槽</b>			合併処理	<b>推浄化槽</b>		合計
	是生力式	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
	基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

### 表 1-13 4(2)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

人槽区分	5 <b>~</b> 20	21~100	101~200	201~300	301~500	501 <b>~</b> 1,000	1,001 <b>~</b> 2,000	2,001 <b>~</b> 3,000	3,001 <b>~</b> 4,000	4,001 <b>~</b> 5,000	5,001 <b>~</b> 10,000	10,001~	合計
基準値	3,000	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	3,500

### 表 1-14 4(3)の基準値 1 (処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準))

<i>b</i> n 181 <del>1 - 1 - 1</del>			単独処理浄化槽		
<u>処理方式</u>	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

### 表 1-15 4(3)の基準値 2 (処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準))

							構造例	引示型						
処理方式	分離接 触ばっ気	嫌気ろ床 接触ばっ 気	脱窒ろ 床接触 ばっ気	回転板 接触	接触ばっ気	散水 ろ床	長時間 ばっ気	標準 活性 汚泥	接触 ばっ気 ・砂ろ過	凝集 分離	接触 ばっ気 •活性炭	凝集 分離 •活性炭	硝化液 循環	三次処 理脱窒 ・脱燐
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50

### 表 1-16 4(3)の基準値 3 (処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準))

			合併処理	<b>里浄化槽</b>			
処理方式		大臣詞	忍定型		その他		新構造基準浄化槽 合計
	計	うち窒素又は燐除 去型高度処理	うち窒素及び燐除 去型高度処理	うち BOD 除去型 高度処理	※推定値	小計	口前
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

### 表 1-17 4(4)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準))

人槽区分	5 <b>~</b> 20	21~50	51 <b>~</b> 100	101 <b>~</b> 200	201 <b>~</b> 300	301 <b>~</b> 500	501 <b>~</b> 1,000	1,001 <b>~</b> 2,000	2,001 <b>~</b> 3,000	3,001 <b>~</b> 4,000	4,001 <b>~</b> 5,000	5,001 <b>~</b> 10,000	10,001~	合 計
都道府県	5,000	1,000	200	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	5,500

### 表 1-18 4(5)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数)

	単独処理浄化槽 小計	合併処理浄化槽 小計	合計
基準値	8,000	5,000	6,500

## 表 1-19 4(6)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数)

人槽区分	5 <b>~</b> 20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001 <b>~</b> 2,000	2,001 <b>~</b> 3,000	3,001 <b>~</b> 4,000	4,001 <b>~</b> 5,000	5,001 <b>~</b> 10,000	10,001~
基準値	6,000	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50

### 表 1-20 4(7)の基準値(建築用途別浄化槽設置基数)

	- <del></del>	集会場施設	住宅施	設関係	宿泊施設	医療施設	± 44,000 tm	娯楽施設	5. + 10.00 =	学校施設	± 75 = 0 00 to	// Jk 15 55 65	<b>-</b> - 11
月月	<b>建築用途</b>	関係	大家又は 設置者管理	入居者管理	関係	関係	店舗関係	関係	駐車場関係	関係	事務所関係	作業場関係	その他
į	基準値	200	4000	1000	50	50	200	50	50	50	200	200	1500

### 表 1-21 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係)

	法第 5 条 第 2 項 基準値				<del></del>	<b>上槽法第</b>	12 条第 1	項					<del></del>	化槽法第	12 条第	2 項	
甘淮店	第2項			助言・指導	i				勧告					改善命令			使用停
本年   	改善勧告		•	<b>初日</b> 16名	•												止命令
	設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者
都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	置市等 50 500 50 50 50 50			50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		

## 表 1-22 6(1)2)の基準値 (行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係)

			管理	里者		
基準値		浄化槽法第7条の2			浄化槽法第 12 条の 2	
	指導·助言	勧告	改善命令	指導·助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

## 表 1-23 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第53条又は条例関係)

				į	浄化槽法第 53 :	条又は条例関係				
基準値			報告の徴収					立入検査		
	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

# 表 1-24 6(2)の基準値 1 (行政処分を行った根拠)

	浄化槽法第 12 条第 1 項								浄化槽法第	12 条第 2 項		
基準値	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防 の法令によ 等	· ·	₹0	D他	指定検査機 された核		水質汚濁防 の法令によ 等	· ·	₹0	D他
	①助言· 指導	② <b>勧告</b>	①助言· 指導	② <b>勧告</b>	①助言· 指導	② <b>勧告</b>	③改善命 令等	④使用停 止命令	③改善命 令等	④使用停 止命令	③改善命 令等	④使用停 止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

### 表 1-25 6(2)の基準値2(行政処分を行った根拠)

		浄化槽法第 53 条又は条例関係									
基準値	指定検査機関から幸	<b>股告された検査結果</b>	水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他						
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査					
都道府県	200	100	50	200	200	500					
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200					

表 1-26 7の基準値1(浄化槽関係業者数)

Ī			保守点	i検業		浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	++ :#- !-			内訳		浄化槽法第				
	基準値	総登録件数	保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業と兼業	35 条許可業者	うち廃掃法第7 条に基づく許可 業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく 委託業者	廃掃法第7条に基 づく許可業者	廃掃法第6条の2 に基づく委託業者
	都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	50

### 表 1-27 7の基準値2(浄化槽関係業者数)

			浄化槽工事業	技術管	· 理者	浄化槽管理士			
基準値			内	内訳			設置浄化槽	管理士	
	総数	うち浄化槽法に 基づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者	設置義務対象 浄化槽基数	基数	登録人数	
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	100	
保健所設置市等	_	_	_	_	-	50	50	50	

## 表 1-28 16 の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)

			国庫助成による新設基数				
		市町村設置型				個	人設置型
				うち単独転換			うち単独転換
				うち撤去費助成あり			うち撤去費助成あり
基準値	400	50	50	50	500	100	100

### 表 1-29 20 の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

	全浄化槽(基)		合併処理汽	争化槽(基)	単独処理浄化槽(基)		
	うち防災拠点			うち防災拠点		うち防災拠点	
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50	

#### 1.5.2 整合性チェックの基準

整合性チェックは、自動化ツールと視認(及び調査票上で計算)の2手段で実施した。 自動化ツールによるチェック基準は、過年度と同じ調査項目については内容を精査し、一 部更新した。新規設問に関しては新規に基準を追加した。

以下に視認によるチェック基準と、自動化ツールのチェック基準(今年度更新・追加)を順に記す。

表 1-30 整合性チェック基準(視認)

No.		設問	エラー基準
1	浄化槽	行政組織	【保健所設置市】
			・誤字脱字や、明らかな桁不足、不記載(課、係、FAX
			の空欄は不問)
5	浄化槽	廃止基数	【都道府県】
			・「その他」の数値が0以上のとき、「その他の具体的
			な内容」に数字や記号のみ記載
6	行政処	分等の件数及び根拠	【保健所設置市】
			・行政処分等の件数合計と根拠数合計が不一致
7	浄化槽	関係業者数	項目:技術管理者
			・都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」から保健
			所設置市の「設置義務対象浄化槽数」合計を除いた数
			値が、4(2)記載の 501 人槽以上浄化槽基数と不一致
			・都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」が、保健
			所設置市の「設置義務対象浄化槽数」合計より小さい
11	指定検	查機関関係	①「別紙記載」などの文言が有るが、別紙や記載がない
			②③単位が回答欄に記入されている
			⑤「平成 30 年度実績」-「効率化検査基数」の数値が昨
			年度調査票と同じ
			【同一都道府県内に指定検査機関が複数ある場合】
10	`A_ /  _ \_	11. 男故 供す 光 の ウセルロ	・調査票①~⑤に空欄がある
12	行167智 i	設置整備事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不
1.4	〉左 // * <del>                                    </del>		一致
14	净化槽	市町村整備推進事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不
17	11年37日2	独処理浄化槽、汲み取り便槽の	一致
1/		独処理伊化僧、汲み取り使僧の 関する補助の状況	
	(2)	新りる補助の状況   市町村における補助制度の概	・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が
	(4)	明明性における補助制度の概要	・「同門村名」欄の同門村数と「同門村数」欄の数値が「不一致(※集計表で確認)
		女	・「制度の有無」が「無し」だが後続の設問に回答があ
			る場合は内容確認
18	国庫助	    成事業により設置した浄化槽の	、の、物口は今に17年前の
10		成事来により設置した好化値の 査実施状況の把握について	
	(1)	浄化槽 (国庫助成実施) 法定検	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不
	(1)	査実施状況の把握について	一致
	(2)	浄化槽 (国庫助成設置) の 7 条	各市町村の設置基数の前年度比較
	(2)	17 141日(日/牛がル以区) ジー木	日中57777队巨坐外77四下汉儿联

No.		設問	エラー基準
		検査実施の把握状況	
	(3)	浄化槽(国庫助成設置)の11	各市町村の設置基数の前年度比較
		条検査実施の把握状況	
19	浄化槽	台帳の整備状況	
	(1)	都道府県	・「更新予定の有無」が「有り」、かつ「更新予定時期
			の目安」を「有り」「無し」で回答の場合
			・「更新予定の有無」が「無し」かつ「更新予定時期の
			目安」が「有り」の場合
20	地方公	共団体が所有する浄化槽の状況	
	(1)	地方公共団体が所有する浄化	「単独処理浄化槽」基数(及び「うち防災拠点に設置」
		槽の基数 (地方公共団体別)	基数)が、(2)と不一致
22	一括契	約(浄化槽設置工事、保守点検、	
	清掃、	法定検査等)の実施状況	
	(1)—	括契約の推進に向けた取組状況	・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が
			不一致
			・(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
23	放流水	域に対する規制について	
	(1)	規制の概要	・「自治体名」欄の自治体数と「自治体数」の数値が不
			一致
			・(1)記載の自治体名が(2)記載の自治体名と不一致
24	浄化槽	の休止に関する取り扱いの状況	
	(1)浄	化槽の休止に関する取り扱いを	・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が
	定めている自治体		不一致
			・(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
25	(1)	NPO 等による環境保全活動や	・(1)記載の地方公共団体名が、(2)記載の地方公共団体名
		環境教育活動等と連携し、浄	と不一致
		化槽の普及や適正な維持管理	・団体名を記載する欄における団体数と、「団体数」欄
		の推進に資する取組を行って	の数値が不一致
		いる地方公共団体	

注1) 設問は都道府県調査票に従う。

### 表 1-31 自動化ツールの整合性チェック基準 (全調査票共通)

シート	エラー判定欄	エラー基準
4 (1) ②	設置基数 (新構造基準)	斜線部に入力がある
5	「その他の具体的な内容(代表的なもの)」	「その他」欄に1以上の数値が記入されている場合、空欄不可
6	「①指導・助言」における「行政処分等の件数」合計	エラー判定欄の数値が、同行の「行政処分の根拠」数合計と不一致
	※「②勧告」、「③改善命令等」、「④使用停止命令」、「⑤報告の徴	
	収」、「⑥立入検査」においても同様	
8 (1)	「不適正」「全数」の数値	エラー判定欄の数値が、「8(2)、9(2)」シートの「不適正の主な原因」
		の①「7条」「単独」と「合併」②「7条」「単独」と「合併」の合計よ
		り大きい
9 (1)	「不適正」「全数」の数値	エラー判定欄の数値が、「8(2)、9(2)」シートの「不適正の主な原因」
		の①「11 条」「単独」と「合併」②「11 条」「単独」と「合併」の合計
		より大きい
16	「令和元年度設置(新設)の全浄化槽について」―「国庫助成による設	エラー判定欄の数値が、「循環型社会形成推進交付金による新設基数」、
	置基数」	「地方創生汚水処理施設整備推進交付金による新設基数」、「東日本大震
		災復興交付金による新設基数」の合計と不一致
18 (2) , (3)	「(1)記載検査把握状況」	「(1) 記載 H28 年度事業実施状況」が「1 基以上設置」ではなく、かつ
(都道府県集計		エラー判定欄に「把握している」と表示
用)	「(2) (3) による判定」	「(1)記載 H28 年度事業実施状況」が「未実施」であるが、エラー判定
		欄に入力あり
	「(2) (3) による判定」	「(1)記載検査把握状況」が「把握している」だが、エラー判定欄に「把
		握していない」と表示あり
18 (2) 、 (3)	「(2) (3) による判定」	「(1)記載検査把握状況」が「把握していない」だが、エラー判定欄に
(都道府県集計		「把握している」と表示有り
用)		
19 (市町村)	「台帳で管理している項目」、「台帳情報の精査状況」、「台帳の管理	「市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無」が「無し」の場合、エラー
	媒体」、「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」	判定欄は入力不可

シート	エラー判定欄	エラー基準
	「その他の精査手法による更新方法の詳細」	「その他の精査手法による更新方法の有無」が「有り」ではない場合、エ
		ラー判定欄は記入不可
	「検討内容の詳細」	「管理媒体の変更を検討中」が「○」ではない場合、エラー判定欄は入力
		不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定の有無」	「市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無」が「有り」の場合、エラー
		判定欄は空欄不可
		※浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けていない市町村は回答不要
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」以外の場合、記入不可
21	「協議会名」、「協議会の目的」、「構成員」、「活動内容」、	「法定協議会の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「活動内容の詳細、メリット等」、「法定協議会の有無」	「法定協議会の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は記入不可
26	「浄化槽処理促進区域内の整備事業」	「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」の場合、エラー判定欄
		は空欄不可
		「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」ではない場合、エラー
		判定欄は記入不可

### 表 1-32 自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県調査票)

シート	エラー判定欄	エラー基準
17 (2)	「制度の有無」	市町村名が記入されている場合、空欄不可
18 (2) , (3)	18.(2)「個人設置型」-「把握基数」	「受検状況の把握」において、「全基について把握」又は「一部について
(都道府県集計	18.(2)「個人設置型」-「受検基数」	把握」に「○」がある場合、空欄不可
用)	18.(2)「市町村設置型」-「把握基数」	
	18.(2)「市町村設置型」-「受検基数」	
	18.(3)「個人設置型」-「把握基数」	
	18.(3)「個人設置型」-「受検基数」	
	18.(3)「市町村設置型」-「把握基数」	
	18.(3)「市町村設置型」-「受検基数」	
	「総合判定」	空欄不可(エラー判定欄が「FALSE」)

シート	エラー判定欄	エラー基準
	「(1) 記載検査把握状況」	「(1)記載 H28 年度事業実施状況」が「1 基以上設置」の場合、空欄不
		可
19(都道府県)	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定の有無」	「浄化槽台帳の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
20 (1)	「全浄化槽(基)」	エラー判定欄の数値が、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計と不一
		致
	「全浄化槽(基)」-「うち防災拠点の基数」	エラー判定欄の数値が、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の「うち防
		災拠点」基数の合計と不一致
	「単独処理浄化槽」合計	エラー判定欄の数値が、20(2)の単独処理浄化槽基数合計と不一致
	「単独処理浄化槽」-「うち防災拠点の基数」合計	エラー判定欄の数値が、20(2)の「うち防災拠点の基数」合計と不一致
21	「法定協議会の有無」	「地方公共団体名」が空欄ではない場合、エラー判定欄は空欄不可
26	「浄化槽処理促進区域の指定状況」	「市町村名」が空欄ではない場合、エラー判定欄は空欄不可
27	「条例の規定状況」	空欄不可
	「研修の実施にあたっての他機関との連携」-「連携の有無」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「研修の実施にあたっての他機関との連携」-「連携機関名」	「連携の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
		「連携の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は記入不可
	「研修の内容」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄の全空欄は不可
		(少なくとも1項目選択必要)
		「条例の規定状況」が「規定済み」ではない場合、記入不可
	「研修の内容」-「その他」-「その他の内容」	「研修の内容」で「その他」を選択した場合、エラー判定欄は空欄不可
	「研修頻度」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可

### 表 1-33 自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県調査票以外)

シート	エラー判定欄	エラー基準
21	「法定協議会の有無」	空欄不可
26	「浄化槽処理促進区域の指定状況」	空欄不可

#### 1.6 次年度調査に向けた検討

#### 1.6.1 次年度の調査概要

業務委託期間を4月から翌年3月までと仮定して、以下に各調査の調査概要を示す。

#### 1.6.2 調査票の作成・チェック

#### (1) 調査票の作成

過年度調査票を基に、年度の更新(令和2年3月末→令和3年3月末など)を行う。

#### (2) 集計表フォーマットの作成、公表資料の作成

集計表フォーマットは過年度集計表を基に作成する。また、集計値を基に公表資料を作成するため、その作成支援ツールの設計、構築を行う。

なお、支援ツールにおいては資料内における数値の不整合がないか、前年度(平成31年度)公表資料との突合を行い値の大幅な乖離がないかを確認する設計とする。乖離のある項目や疑義がある場合には関係者に対し照会を行い、修正調査票を基に再集計し公表資料を作成する。

#### (3) 調査項目の変更、精査

浄化槽の指導普及に関する調査について、その円滑化に資する調査項目別改善策を下表に示す。なお、表中の斜字体は既に対策を講じた改善策である。

表 1-34 円滑化に資する調査項目別改善策

No.	項目	改善策			
1	浄化槽行政組織	無記載の場合のエラー表示			
2	浄化槽行政担当職員数	数値大小関係のセルフチェック(職員数<指導員数、等)			
3	浄化槽新設基数	数値大小関係のセルフチェック(新設基数<設置基数)			
4	浄化槽設置基数				
	(1) 設置基数(旧構造)	数値大小関係のセルフチェック (記載値 > 過年度値)			
	(1) 設置基数(新構造)	集計値エラーチェック			
	(2) 設置基数(建築用途別)	数値大小関係のセルフチェック(倍以上の乖離)			
5	浄化槽廃止基数	数値大小関係のセルフチェック (廃止基数>設置基数)			
6	行政処分等の件数及び根拠	過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)  ● 調査票改修  保健所設置市を除外した数値を入力する旨、説明を付記する。			
7	浄化槽関係業者数	<ul> <li>調査票の改修</li> <li>「技術管理者」の「設置義務対象浄化槽数」回答欄の式を 削除する。</li> <li>・東京都用の調査票を別途設け、特別区内の浄化槽関係業者 数の回答欄を設ける。</li> </ul>			
8	浄化槽法第7条検査関係				
	(1) 净化槽法第7条検査結果	過年度値との乖離チェック(10%以上の低下)			

No.			改善策
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック(対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック(不適正基数<対象基数)
9	浄化槽	法第 11 条検査関係	
	(1)	浄化槽法第 11 条検査結果	過年度値との乖離チェック(10%以上の低下)
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック(対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック(不適正基数<対象基数)
10		法第7条及び第11条検査におけ O検査結果	過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)
11	指定検	査機関関係	<ul><li> ● 論理チェック (検討中で実施時期に記入あり等)</li><li> ● 過年度値との乖離チェック (機関数増減)</li></ul>
12	浄化槽	設置整備事業の実施状況	<ul><li></li></ul>
13		設置整備事業に対する都道府県の状況	過年度回答との差異チェック
1.4	\\\ /\ _\+\\\	十四十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	<ul><li>● 論理チェック</li></ul>
14	1916代	市町村整備推進事業の実施状況	整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
15		市町村整備推進事業に対する都 の補助の状況	過年度回答との差異チェック
16	国庫助	成による浄化槽整備実績	過年度値との乖離チェック (倍以上の乖離)
17	浄化槽 状況	法に関する事務(権限)の移譲の	
	(1)	浄化槽法に関する事務の権限移 譲の実施状況(法令)	過年度回答との差異チェック
	(2)	浄化槽法に関する事務の権限移 譲の実施状況(市町村)	過年度回答との差異チェック
	(3)	権限移譲が一部しか進まない又 は行っていない理由(課題等)	過年度回答との差異チェック
18		独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤 する補助の状況	
	(1)	都道府県	過年度回答との差異チェック
			過年度回答との差異チェック
	(2)	市町村	● 論理チェック
			過年度比較チェックの自動化
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法	過年度回答との差異チェック
		成事業により設置した浄化槽の	<b>旭 「及山市でいた来</b> 」 エップ
19			
	(1)	把握状況	
	, ,		● 調査票の改修
	(2)	検査結果	市町村調査票において、18 (1) の事業実施状況回答内容を
			「(2)、(3) (都道府県集計用) 」シートに反映させる。
	(3)	   検査結果	(2)、(3) (都追的 宗来 (1 / m) ) フードに及めるとる。 ■ 論理 チェック
	(3)	7大县和7个	
			整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
20	浄化槽	台帳の整備状況	
	(1)	都道府県	<ul> <li>調査票改修</li> <li>①「台帳情報の精査状況」は4項目全で回答する必要がある 旨の説明を補足する。又は該当する項目に○をつける形式に変更する。)</li> <li>②「都道府県が作成・管理する浄化槽台帳」について、説明を補足する。</li> <li>過年度回答との差異チェック</li> <li>論理チェック (2)記載の市町村名との照合)</li> </ul>

No.		項目	改善策			
			● 調査票改修			
			①「台帳情報の精査状況」は4項目全て回答する必要がある			
			旨の説明を補足する。又は該当する項目に○をつける形			
	(2)	±m++	式に変更する。)			
	(2)	市町村	②「都道府県が作成・管理する浄化槽台帳」について、説明			
			を補足する。			
			● 過年度回答との差異チェック			
			● 論理チェック ((1) 記載の市町村名との照合)			
21	維持管	理組織の整備状況				
	(1)	維持管理組織を有する市町村	● 過年度回答との差異チェック			
	(1)	維持官理組織を有りる川町刊	● 論理チェック ( (2) 記載の市町村名との照合)			
			● 過年度回答との差異チェック			
	(2)	<b>労生に出る後の相乗(名名事例)</b>	● 論理チェック((1)記載の市町村名との照合)			
	(2)	維持管理組織の概要 (参考事例)	●調査票の改修			
			回答欄をシート1枚にまとめる((1)シートを廃止)			
22	一括契	約の実施状況				
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り	● 過年度回答との差異チェック			
	(1)	組んでいる自治体	● 論理チェック ((2) 記載の市町村名との照合)			
			● 過年度回答との差異チェック			
	(2)	   一括契約の概要(参考事例)	● 論理チェック((1)記載の市町村名との照合)			
	(2)	一佰失利の似安(参与事例)	●調査票の改修			
			回答欄をシート1枚にまとめる((1)シートを廃止)			
23	放流水	域に対する規制について				
			● 過年度回答との差異チェック			
	(1)	規制の概要	● 論理チェック ((2) 記載の市町村名との照合)			
			● 調査票に過年度報告書のURL 添付(参照用)			
			● 過年度回答との差異チェック			
	(2)	規制の詳細 ①~④	<ul><li></li></ul>			
			● 調査票に過年度報告書のURL 添付(参照用)			
24	浄化槽	iの休止に関する取り扱いの状況	a VII to the Country of the Art of the Country of t			
	(1)	11 1010 2 11 22 ( ) 10 7 10 7 10 7	<ul><li>過年度回答との差異チェック</li><li>またのままたのまではなるの間へ)</li></ul>			
	. ′	を定めている自治体	● <i>論理チェック((2)記載の市町村名との照合)</i>			
			<ul><li>過年度回答との差異チェック</li></ul>			
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い	<ul><li></li></ul>			
	\-/	状況(市町村)	●調査票の改修			
	1.1		回答欄をシート1枚にまとめる((1)シートを廃止)			
25		共団体が所有する浄化槽の状況	■ 別ケ広は1.の子が4.7 ね /炒ハ1.の子が4.			
	(1)	合併/単独別	● 過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)			
	(2)	単独人槽別	● 過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)			
26		議会の整備状況	無記載の場合のエラー表示			
27	浄化槽処理促進区域の指定状況		無記載の場合のエラー表示			
28		管理士に対する研修機会の確保	無記載の場合のエラー表示			
29		制度について地方公共団体が認いる課題等				
	(1)	都道府県	特になし			
	(2)	市町村	特になし			
30		と比較して特記すべき変動、又は	特になし			
30	数値が	大幅に変動した理由				

No.	項目	改善策
31	本調査票について	特になし

注釈) 斜字体の改善策は実施済の改善策を示す。

#### 1.6.3 作業進行予定表

各調査の作業進行予定表の案を作成し、環境省に対して提示を行った。令和3年度における調査項目の案を下表に示す。なお令和3年度の調査項目の決定については全体の項目数を考慮して調整を図る必要がある。

表 1-35 令和3年度における調査項目の案

No.	設問	H30	H31	R2	R3
1	浄化槽行政組織	•	•	•	•
2	浄化槽行政担当職員数	•	•	•	•
3	浄化槽新設基数		•	•	•
4	浄化槽設置基数	•		•	
	(1) 設置基数(旧構造)	•		•	
	(1) 設置基数(新構造)			•	
	(2) 設置基数(建築用途別)				
5	浄化槽廃止基数			•	
6	行政処分等の件数及び根拠				
7	浄化槽関係業者数				
8	浄化槽法第7条検査関係				
	(1) 净化槽法第7条検査結果				
	(1) 検査対象基数算出	•			•
	(2) 不適正基数	•	•	•	•
9	浄化槽法第 11 条検査関係	•	•	•	•
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	•			
	(1) 検査対象基数算出			•	
	(2) 不適正基数	•			
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	•			
11	指定検査機関関係	•	•	•	•
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	•	•	•	•
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	•	•		•
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	•	•	•	•
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	•	•		•
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況			_	_
18	国庫助成による浄化槽整備実績	•	•		•
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	•			
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	•			
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	•			
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)	•			
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状				
	况 // // // // // // // // // // // // //				
	(1) 都道府県 (2) Turtt				
	(2) 市町村				
- 22	(3) 単独処理浄化槽の処分方法				
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況				
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握	•	•		
	について	_	-	-	

No.		設問	H30	H31	R2	R3		
	(1)	把握状況	•		•			
	(2)	検査結果		•	•			
	(3)	検査結果	•	•	•	•		
24	浄化	博台帳の整備状況	•	•	•	•		
	(1)	都道府県			•			
	(2)	市町村			•			
25	維持	管理組織の整備状況						
		維持管理組織を有する市町村						
	(2)	維持管理組織の概要(参考事例)						
26		契約の実施状況			•			
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体			•			
	(2)	一括契約の概要(参考事例)						
27		<b>博管理者講習会の実施状況</b>						
28		水域に対する規制について						
		公共用水域に放流する場合	•					
		農業用水路に放流する場合	•					
		道路側溝に放流する場合	•					
	4	その他	•					
29	浄化	<b>博の休止に関する取り扱いの状況</b>	•					
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	•					
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)	•					
30		公共団体が所有する浄化槽の状況	•					
		合併/単独別	•					
	(2)	単独人槽別	•					
31		等との連携の状況						
	(1)	取組						
		取組の具体的事例						
32		時等における協定締結状況		•				
33		ิ 諸 会 の 整 備 状 況			•			
34	浄化槽処理促進区域の指定状況 ● ●							
35		<b>曹管理士に対する研修機会の確保</b>			•			
36		曹制度について地方公共団体が認識している課題等	•	•	•			
		都道府県	•					
	` '	市町村	•	•	•			
37		度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した						
	理由	I.—	_					
38	本調	査票について						

## 2. 浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析

下表に示す設置基数、新設基数、法定検査の受検率について分析を行った。分析結果を次 頁以降(図 2-1~図 2-7、表 2-2~エラー! 参照元が見つかりません。)に示す。

表 2-1 令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

		設置基	 数		新設基	<b>基数</b>			検率 条検査)
都道府県名			合併処理	浄化槽			受検率		
III N N I	全数	単独処理浄化槽		高度処理型 割合	全数	高度処理型 割合	(7条検査)	全数	合併処理浄化槽 のみ
北 海 道	72,836	18,367	54,469	30.2%	1,519	70.7%	99.7%	85.4%	93.1%
青 森 県	111,856	67,627	44,229	5.6%	1,577	0.0%	97.8%	47.7%	79.7%
岩 手 県	57,841	4,220	53,621	31.5%	1,505	73.4%	100%*	91.5%	92.5%
宮城県	76,531	22,132	54,399	21.7%	1,715	46.9%	100.0%	90.7%	98.6%
秋田県	75,496	30,057	45,439	29.7%	877	84.7%	100%*	64.2%	81.9%
山 形 県	67,717	34,578	33,139	26.8%	652	68.9%	99.8%	76.5%	88.6%
福島県	281,409	155,761	125,648	40.6%	3,530	97.2%	86.4%	31.3%	67.5%
茨 城 県	248,711	88,914	159,797	38.7%	4,219	99.2%	100%*	42.8%	55.4%
栃木県	155,484	48,932	106,552	30.2%	2,408	90.3%	100.0%	73.6%	71.6%
群馬県	308,919	171,844	137,075	48.1%	4,650	98.9%	82.9%	74.8%	81.4%
埼 玉 県	476,727	239,522	237,205	20.8%	6,556	89.8%	93.3%	19.3%	33.2%
千葉県	578,218	320,875	257,343	34.7%	6,377	99.3%	69.4%	11.3%	23.0%
東京都	18,130	9,447	8,683	60.4%	143	97.9%	93.6%	26.7%	46.6%
神奈川県	156,622	113,662	42,960	20.3%	1,088	96.9%	71.5%	14.1%	30.4%
新潟県	188,599	131,491	57,108	28.1%	1,616	72.9%	83.5%	70.7%	80.9%
富山県	42,159	29,164	12,995	27.6%	261	95.0%	100.0%	33.4%	71.7%
石 川 県	51,742	29,073	22,669	33.5%	465	89.2%	100.0%	44.7%	65.4%
福井県	39,025	21,645	17,380	30.6%	287	95.1%	100.0%	49.4%	69.6%
山 梨 県	123,036	74,603	48,433	28.4%	1,279	98.4%	96.3%	15.7%	34.8%
長 野 県	84,872	13,052	71,820	9.5%	1,180	32.4%	82.4%	70.7%	78.2%
岐 阜 県	176,850	96,380	80,470	36.2%	1,655	98.6%	100.0%	97.0%	99.0%
静岡県	490,237	301,307	188,930	11.4%	7,238	27.1%	89.5%	22.4%	54.3%
愛 知 県	544,706	328,324	216,382	36.1%	8,328	47.4%	94.9%	22.7%	52.5%
三 重 県	224,962	102,079	122,883	30.0%	2,231	85.2%	100.0%	38.0%	52.5%
滋賀県	31,977	12,910	19,067	8.1%	235	23.4%	94.7%	46.9%	58.5%
京都府	35,477	12,376	23,101	16.3%	347	68.9%	79.0%	51.6%	66.9%
大 阪 府	124,629	75,783	48,846	27.2%	924	93.4%	100%*	11.1%	23.0%
兵 庫 県	81,751	37,139	44,612	15.1%	596	52.3%	100%*	65.3%	83.2%
奈 良 県	99,899	67,149	32,750	33.1%	766	97.7%	100.0%	19.3%	48.6%
和歌山県	204,645	101,272	103,373	21.9%	3,146	68.3%	100%*	36.2%	59.1%
鳥取県	26,092	14,138	11,954	30.8%	325	91.7%	83.9%	53.9%	70.5%
島根県	67,690	30,992	36,698	31.7%	1,071	97.3%	100.0%	72.8%	90.0%
岡山県	171,691	61,085	110,606	24.4%	2,663	84.5%	100.0%	88.7%	93.2%
広島県	171,445	71,941	99,504	28.2%	2,896	85.1%	100.0%	71.8%	79.9%
山口県	122,776	53,681	69,095	32.6%	1,506	99.7%	86.7%	53.8%	60.8%
徳島県	197,281	124,484	72,797	40.0%	2,512	97.3%	100.0%	59.2%	68.5%
香川県	172,668	83,794	88,874	40.5%	3,019	98.7%	100.0%	51.6%	61.8%
愛 媛 県	172,013	87,937	84,076	40.1%	2,063	99.4%	100.0%	37.0%	73.7%
高知県	102,583	42,465	60,118	39.7%	1,692	93.4%	93.6%	57.4%	70.6%
福岡県	180,722	44,835	135,887	17.1%	3,761	89.5%	100.0%	70.3%	80.8%
佐 賀 県	56,493	17,446	39,047	42.2%	1,389	82.1%	100.0%	80.2%	90.4%
長 崎 県	75,677	13,975	61,702	43.4%	1,946	98.6%	91.9%	88.0%	90.5%
熊本県	142,105	54,270	87,835	40.9%	2,509	92.5%	100%*	65.9%	79.3%
大 分 県	149,707	67,827	81,880	31.7%	2,650	44.9%	100.0%	44.2%	73.2%
宮崎県	141,254	63,999	77,255	41.6%	2,326	75.1%	100%*	55.6%	68.6%
鹿児島県	304,246	103,246	201,000	35.1%	5,793	88.0%	99.9%	34.3%	35.0%
沖縄県	87,780	55,328	32,452	35.0%	1,870	85.7%	100.0%	7.8%	19.7%
合 計	7,573,286	3,751,128	3,822,158	30.6%	107,361	78.7%	94.4%	43.8%	62.2%

注1) 高度処理型浄化槽について、一部の都道府県でデータを把握していないところがある。

注2) \*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

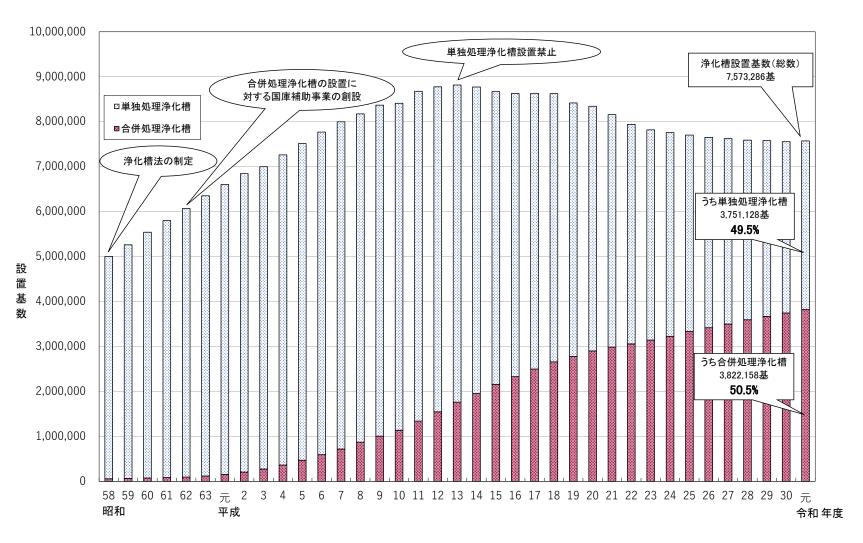
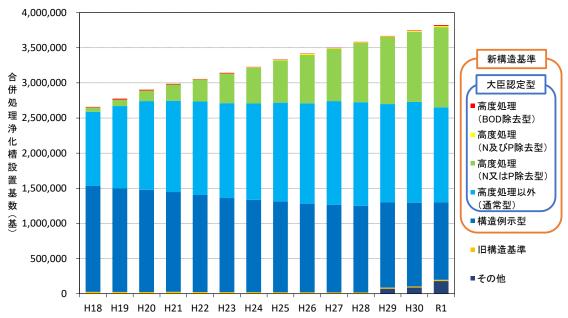


図 2-1 浄化槽の設置基数の推移



注)「その他」については平成30年度調査より区分を設けたもので、台帳上の区分の明記がなされていないもの等を示す。

図 2-2 合併処理浄化槽の設置基数の推移

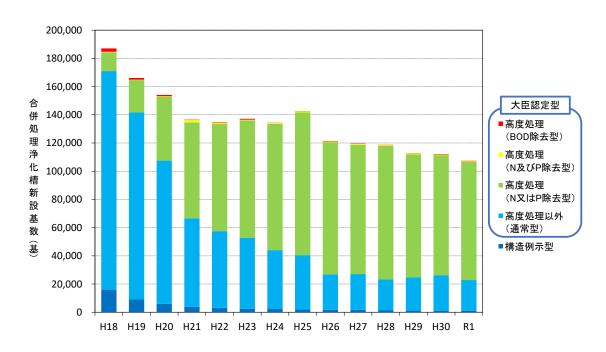


図 2-3 合併処理浄化槽の新設基数の推移

表 2-2 構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和元年度末)

種類	人槽	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合 計	21人槽以上	101人槽以上
単独処理	旧構造基準	764,687	113,453	10,093	2,678	1,564	204	56	9	3	0	3	0	892,750	128,063	14,610
浄化槽	新構造基準	2,637,560	216,185	3,177	895	454	63	36	5	1	0	1	1	2,858,378	220,818	4,633
合併処理	旧構造基準	9,630	1,811	2,106	1,237	1,503	719	331	130	51	24	34	7	17,583	7,953	6,142
浄化槽	新構造基準	3,531,669	203,714	35,311	14,185	10,687	4,844	2,723	853	234	146	176	33	3,804,575	272,906	69,192
1	合 計	6,943,546	535,163	50,687	18,995	14,208	5,830	3,146	997	289	170	214	41	7,573,286	629,740	94,577

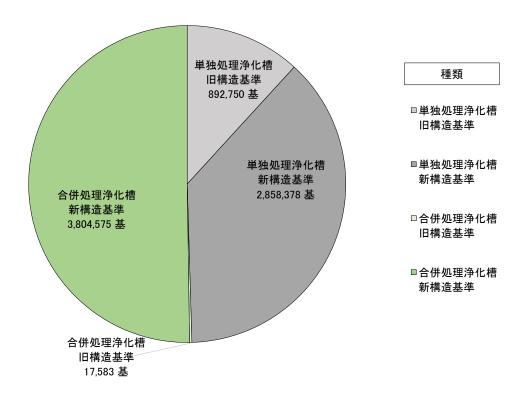
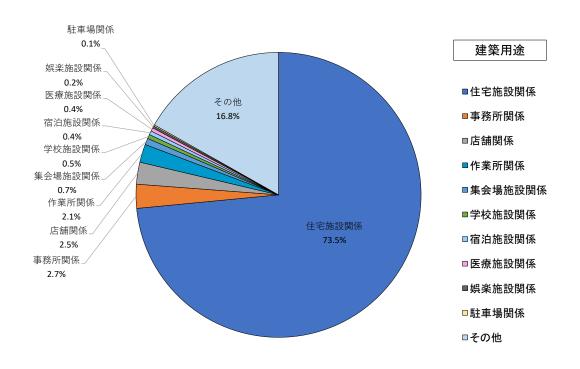


図 2-4 構造基準・人槽別浄化槽設置基数 (令和元年度末)



(令和元年度末 全基数:7,573,286基)

図 2-5 建築用途別の浄化槽設置割合

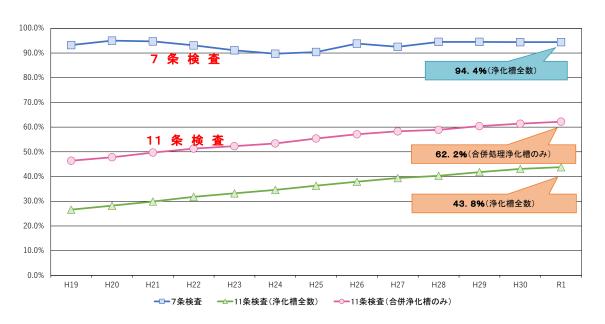


図 2-6 法定検査の受検率の推移

表 2-3 法定検査の受検率の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%
44 2 44 *	浄化槽全数	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%
11 条検査	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%

備考) 平成 26 年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

・平成 26 年度調査以降の計算方法 (検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)

(7条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]\*11/24+[当該年度新設基数]\*13/24

(11条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]\*11/24-[当該年度新設基数]

### 表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況(令和元年度末)

### ●浄化槽の設置基数

浄化槽設置基数上位5都道府県									
1	1 千葉県 578								
2	愛知県	544,706							
3	静岡県	490,237							
4	埼玉県	476,727							
5	群馬県	308,919							

合併槽設置基数上位5都道府県							
1	千葉県	257,343					
2	埼玉県	237,205					
3	愛知県	216,382					
4	鹿児島県	201,000					
5	188,930						
5 静岡県 188,9							

単独槽設置基数上位5都道府県		
1	愛知県	328,324
2	千葉県	320,875
3	静岡県	301,307
4	埼玉県	239,522
5	群馬県	171,844

### ●浄化槽の種類別設置割合

合併槽割合が高い上位5都道府県		
1	岩手県	92.7%
2	長野県	84.6%
3	長崎県	81.5%
4	福岡県	75.2%
5	北海道	74.8%

単独槽割合が高い上位5都道府県		
1	神奈川県	72.6%
2	新潟県	69.7%
3	富山県	69.2%
4	奈良県	67.2%
5	徳島県	63.1%

### ●浄化槽の新設設置基数

新設設置基数上位5都道府県		
1	愛知県	8,328
2	静岡県	7,238
3	埼玉県	6,556
4	千葉県	6,377
5	鹿児島県	5,793

### ●法定検査(第7条検査)受検率

第7条検査受検率の下位5都道府県		
1	千葉県	69.4%
2	神奈川県	71.5%
3	京都府	79.0%
4	長野県	82.4%
5	群馬県	82.9%

## ●法定検査(第11条検査)受検率

第11条検査受検率の上位5都道府県		
1	岐阜県	97.0%
2	岩手県	91.5%
3	宮城県	90.7%
4	岡山県	88.7%
5	長崎県	88.0%

第11条検査受検率の上位5都道府県 (合併槽)		
1	岐阜県	99.0%
2	宮城県	98.6%
3	岡山県	93.2%
4	北海道	93.1%
5	岩手県	92.5%

第11条検査受検率の上位5都道府県 (単独槽)		
1	岐阜県	95.2%
2	岡山県	81.0%
3	岩手県	79.1%
4	栃木県	77.8%
5	長崎県	77.3%

第11条検査受検率の下位5都道府県		
1	沖縄県	7.8%
2	大阪府	11.1%
3	千葉県	11.3%
4	神奈川県	14.1%
5	山梨県	15.7%

第11条検査受検率の下位5都道府県 (合併槽)		
1	沖縄県	19.7%
2	大阪府	23.0%
2	千葉県	23.0%
4	神奈川県	30.4%
5	埼玉県	33.2%

第11条検査受検率の下位5都道府県 (単独槽)		
1	沖縄県	1.3%
2	千葉県	2.2%
3	愛媛県	3.1%
4	静岡県	3.4%
5	山梨県	3.8%

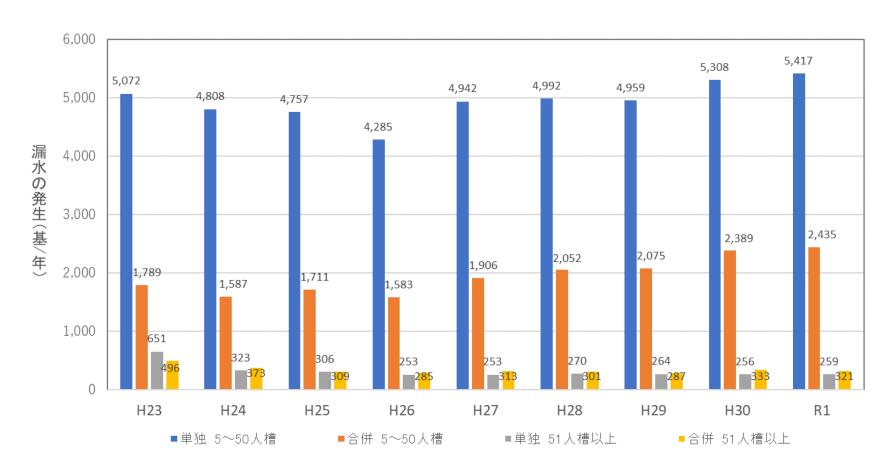


図 2-7 11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移

#### 3. まとめと今後の課題

#### 3.1 まとめ

全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・ 運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

浄化槽等の普及状況等に関する調査について、調査票作成、集計、公表資料作成を行った。 浄化槽の指導普及に関する調査について、調査票作成、集計、疑義照会、公表資料作成を 行った。両調査について、過年度(平成 29~31 年度の 3 年度)に実施した調査結果を用い て、各項目の推移や傾向等を分析した。過年度データと比べ、大きな差異がある等、データ に疑義が生じた場合は、当該自治体に対し聞き取り調査を行い、その要因を把握した上で、 調査票のデータ修正や集計表の更新を実施した。

調査実施結果に基づき、次年度の調査実施計画案と調査票案を作成した。

#### 3.2 今後の課題

前年度までの課題に基づき、今年度調査、特に指導普及調査においては、データの正確性 担保に向けた取組として、調査票に「エラーチェックマクロ」を付与して配布を行い、前年 度までに比してエラーの残る状態での調査票提出件数が大幅に削減された。

また、公表までの工程については、概ね実績と当初計画とが一致しており、現状の調査内容と正確性の担保を行う上で妥当なスケジューリングが可能となっている。

一方で、今後の課題としては、①回答者負担の軽減が引き続きの課題であり、加えて②浄 化槽法改正における各種対応状況の把握に向けた調査項目の作成、実施が求められる。

令和2年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務 報告書

> 令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

